

江田島市

次世代育成支援行動計画

子どもの夢を育み、まちの明日を拓く  
「子育て応援都市・えたじま」をめざして

平成17年3月

広島県江田島市

## はじめに



急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されることから、少子化の流れを変えるため、国においては「少子化社会対策基本法」・「次世代育成支援対策推進法」を制定するなど、多くの取り組みがなされてきました。

現在の我が国の状況は出生率の低下が続き、また、少子高齢化が急速に進んでいます。少子化にはさまざまな要因がありますが、一つには核家族化が進み、子育ての負担が増えたこと、育児と仕事を両立することが大変であることがあげられています。

本市においても少子化は深刻な問題であり、市の重点施策の一つとして、その解決に向け積極的な推進を図ってまいりました。

結婚や子育てに関する意識や社会環境の変化など、多様な要因に一つ一つ取り組まなければならないことから、市民・地域・事業者・行政が連携し、根気強く次世代育成支援に向けた事業を展開していくことが求められております。

このようなことから、本市では、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支え合っていく「子育ての社会化」の視点から、一段の取り組みを目指して、本市の明日を拓く新たな挑戦とも位置づけて行き、これから10年間の総合的な施策を推進するための指針となる「江田島市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

この計画の策定に際しましては、最初に旧4町で次世代育成支援地域行動計画策定のための「ニーズ調査」を実施したほか、それぞれ「次世代育成支援対策協議会」を開催するなど、ご意見等をいただき、審議された同策定案について事業の推進に向け進めてまいりました。

今後、この計画に基づき、社会全体で一体となって少子化対策・子育て支援施策を着実に推進していきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定に当たりまして、江田島市保健福祉審議会次世代育成支援部会の委員の皆様には慎重なご審議をいただいたほか、「ニーズ調査」にご協力いただきました皆様並びに関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成17年3月

江田島市長 曾根 薫

## 次世代育成支援対策推進法の概要

### (目的)

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるといふものです。

### (基本理念)

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないことになっていきます。

### (責務)

「次世代育成支援対策推進法」の第7条第1項の規定に基づき、行動計画策定指針を定めなければならない。

### (行動計画)

#### 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

### (計画策定の義務づけ)

市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画の策定が義務づけられた計画です。

次世代育成推進法第7条及び第22条第1項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で施行するため、10月に基本調査として、ニーズ調査を実施します。平成16年度は、計画策定準備を行い、平成17年3月に市町村行動計画の決定・公表を行いません。計画期間は5年で、また5年ごとの見直しをします。

なお、本法案は、平成27年3月31日までの10年間の時限立法です。

# 目 次

## 第1章 計画の概要と位置づけ

1 計画策定の背景及び趣旨 .....	1
2 計画の位置づけと期間 .....	2
(1) 基本的考え方 .....	2
(2) 他の計画との関係 .....	2
(3) 計画の期間 .....	2
3 計画の対象 .....	3

## 第2章 計画の前提

1 次世代育成支援に係る国の取り組み .....	4
(1) 国の取り組みと次世代育成支援対策の視点 .....	4
(2) 次世代育成支援地域行動計画策定にかかわる国の指針 .....	7
2 少子化をめぐる本市の状況 .....	8
(1) 本市の人口動向と特性 .....	8
(2) 少子化の特性 .....	10
(3) 家族の変化 .....	12
(4) 女性の就労状況 .....	13
3 本市における子育ての状況と支援ニーズ .....	15
(1) 保育の状況 .....	15
(2) 日頃の子育てに対する意識 .....	17
(3) 子育て支援ニーズ .....	19

## 第3章 計画の方針と目標

1 基本理念とめざす姿 .....	23
2 施策の基本目標 .....	25
(1) すべての子どもの健やかな育ちと自立を応援するまちづくり .....	25
(2) 子どもを安心して楽しく生み育てられるまちづくり .....	25
(3) 全市的な連携による安心できる子育て環境づくり .....	25
3 18歳未満人口の見込み .....	26

## 第4章 施策の方向（行動計画）

1 すべての子どもの健やかな育ちと自立を応援するまちづくり .....	28
(1) 子どもの人権の尊重と自立心の高揚 .....	28
(2) 豊かな人間性と生きる力を学ぶ機会の充実 .....	30
(3) 障害のある子どもへのきめ細かな対応 .....	33
(4) ひとり親家庭児童に対する支援 .....	36

2	子どもを安心して楽しく生み育てられるまちづくり.....	37
	(1) 子育て家庭への支援の充実.....	37
	(2) 子育て支援サービスの充実.....	39
	(3) 母子の健康づくりと地域医療体制の充実.....	42
3	全市的な連携による安心できる子育て環境づくり.....	44
	(1) 子育て支援の機運醸成と家庭・地域での男女共同参画の促進.....	44
	(2) 地域における子育て支援ネットワークづくり.....	46
	(3) 子どもや子育てにやさしい安全な生活環境の整備.....	48
	(4) 子どもの安全な遊び場や居場所の確保.....	50
	(5) 事業所等への就労環境改善への啓発.....	52
 第5章 計画の推進のために		
1	全市的な計画推進のための体制づくり.....	53
2	計画の進行管理と結果の公表.....	54
3	国・県などとの連携及び企業などへの働きかけ.....	55

# 第1章 計画の概要と位置づけ

## 1 計画策定の背景及び趣旨

出生率の低下による今日の急激な少子化の進行は、子どもの健全な育成に影響を及ぼすとともに、近い将来、人口減少にともなう活力の低下など社会経済の様々な分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

また、子どもをめぐっては、いじめや不登校などの問題に加え、近年、児童虐待や子どもの連れ去り事件が全国的に多発し、中には生命を奪う悲惨な事態も起こっており、子どもの人権擁護や安全性の確保が急務の課題となっています。

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより家庭の養育機能の低下や地域における互助機能の低下が進んでいるなど、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。

国では、こうした状況を受け、急速な少子化の流れを変えるため、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」として平成6年の「エンゼルプラン」、平成11年の「新エンゼルプラン」が、そして平成14年9月には「少子化対策プラスワン」が掲げられ、それぞれ目標達成に向けた取り組みが進められてきました。

平成16年11月に合併した本市では、これまで旧江田島町、旧能美町、旧沖美町、旧大柿町の4町それぞれに子どもをめぐり家庭環境や社会環境の変化などに対応した取り組みを行ってきたところですが、少子化は全国平均を上回る水準で進行しており、新市となった今、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援をさらに強力に進めていくことが必要となっています。

このため、少子化対策について今後10年間の一段の取り組みを義務づける「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が平成15年に成立し公布されたことを受け、そのための具体的な計画として「江田島市次世代育成支援行動計画」をここに策定するものです。

これは、子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支えあっていく「子育ての社会化」の視点から一段の取り組みを進めようとするものであり、新市の明日を拓く新たな挑戦とも位置づけられるものです。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 基本的考え方

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」（第8条）に基づく法定計画であり、平成17年度を始期とする10年間の次世代育成支援のための集中的・計画的な取り組みについて、国の「行動計画策定指針」を踏まえた江田島の行動計画と位置づけられます。

### (2) 他の計画との関係

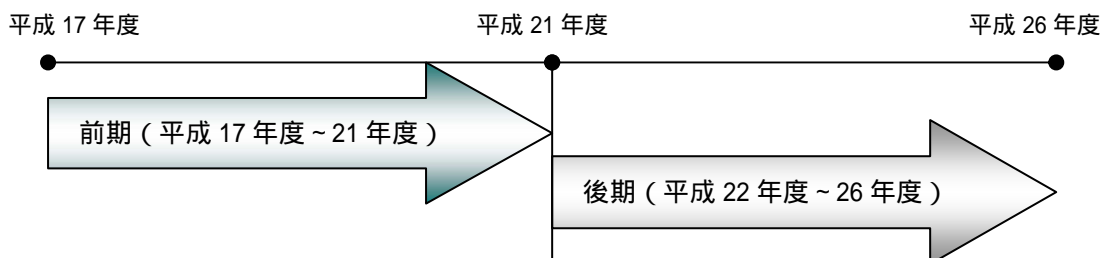
この計画は、「江田島市新市建設計画」に定められた目標を踏まえ、子育て支援に関する具体的な実行計画として策定したものです。

### (3) 計画の期間

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、計画の期間は、平成17年度を初年度とし、平成26年度までの10年間とします。

また、平成21年度には、前期の実績・成果を評価しながら諸般の状況変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、後期5か年の計画として見直しを行うものとします。なお、計画期間中であっても状況の変化などに的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

図表 1 次世代育成支援行動計画の計画期間



---

### 3 計画の対象

この計画の対象は、「次世代」を育む観点からおおむね18歳未満のすべての子どもとその子育て家庭（保護者）を支援の対象とします。また、「子育ての社会化」の観点から、この計画の推進にあたっては、すべての市民や事業所などを含むものとしています。



## 第2章 計画の前提

### 1 次世代育成支援に係る国の取り組み

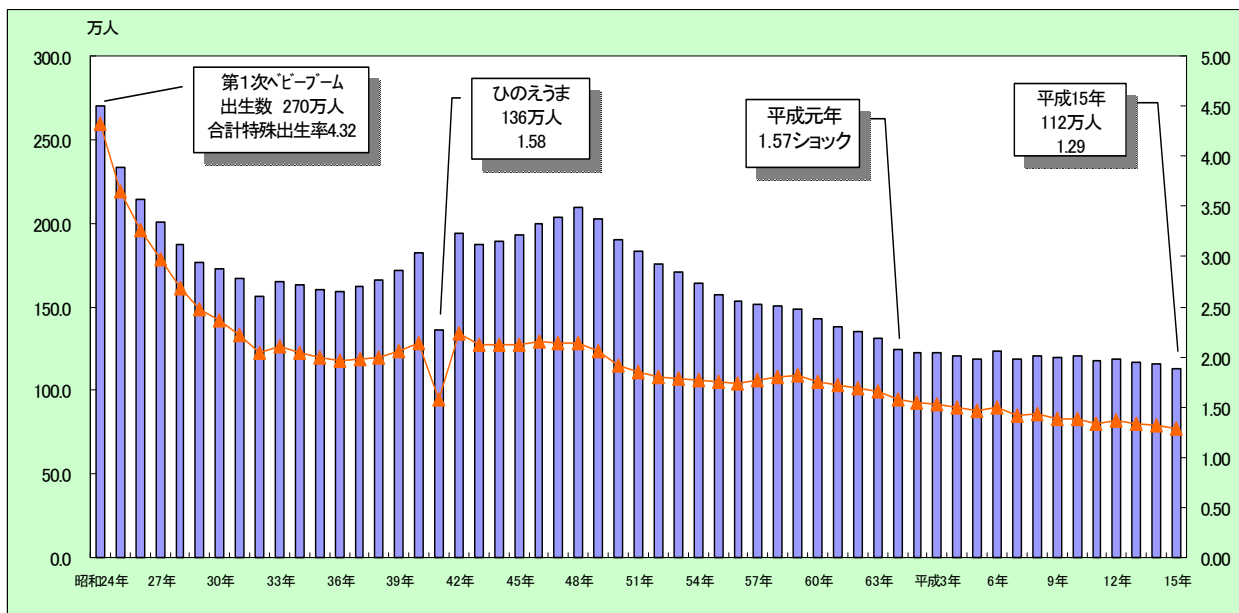
#### (1) 国の取り組みと次世代育成支援対策の視点

わが国では、平成元年に合計特殊出生率が戦後最低の1.57を記録したことを契機に「少子化」の問題が広く一般に認識され、“1.57ショック”と呼ばれるように少子化対策が国家的な課題と位置づけられました。

このため、国は、平成6年に「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」（エンゼルプラン）を、また、平成11年には少子化対策推進基本方針を決定し、そのために「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）をそれぞれ策定し、総合的な少子化対策を進めてきました。

しかし、平成15年には合計特殊出生率が1.29へと漸減し、その要因として従来までの「未婚化・晩婚化」などに加え、「夫婦の出生力の低下」が少子化をさらに押し進める要因となっていることが明らかになりました。

図表2 わが国における出生数及び合計特殊出生率の推移

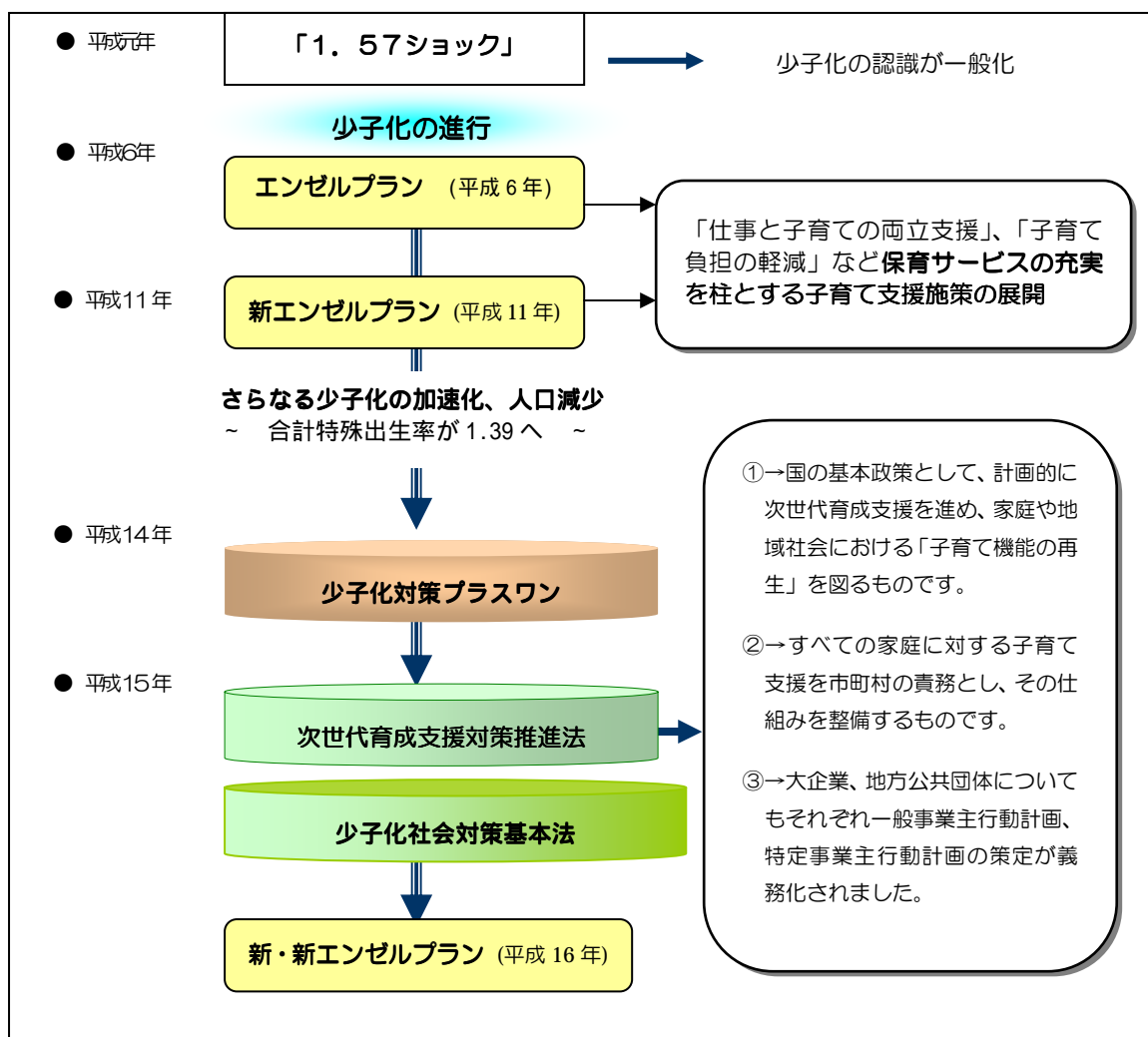


資料：「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部

こうした止まることのない少子化の流れを変えるため、平成14年に「子育てと仕事の両立支援」をはじめ「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の5つの柱に据えた「少子化対策プラスワン」を掲げました。

さらに、近年の少子化の進行が加速してきたことから、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成15年7月に制定されました。

図表3 国の少子化対策・次世代育成対策の流れ

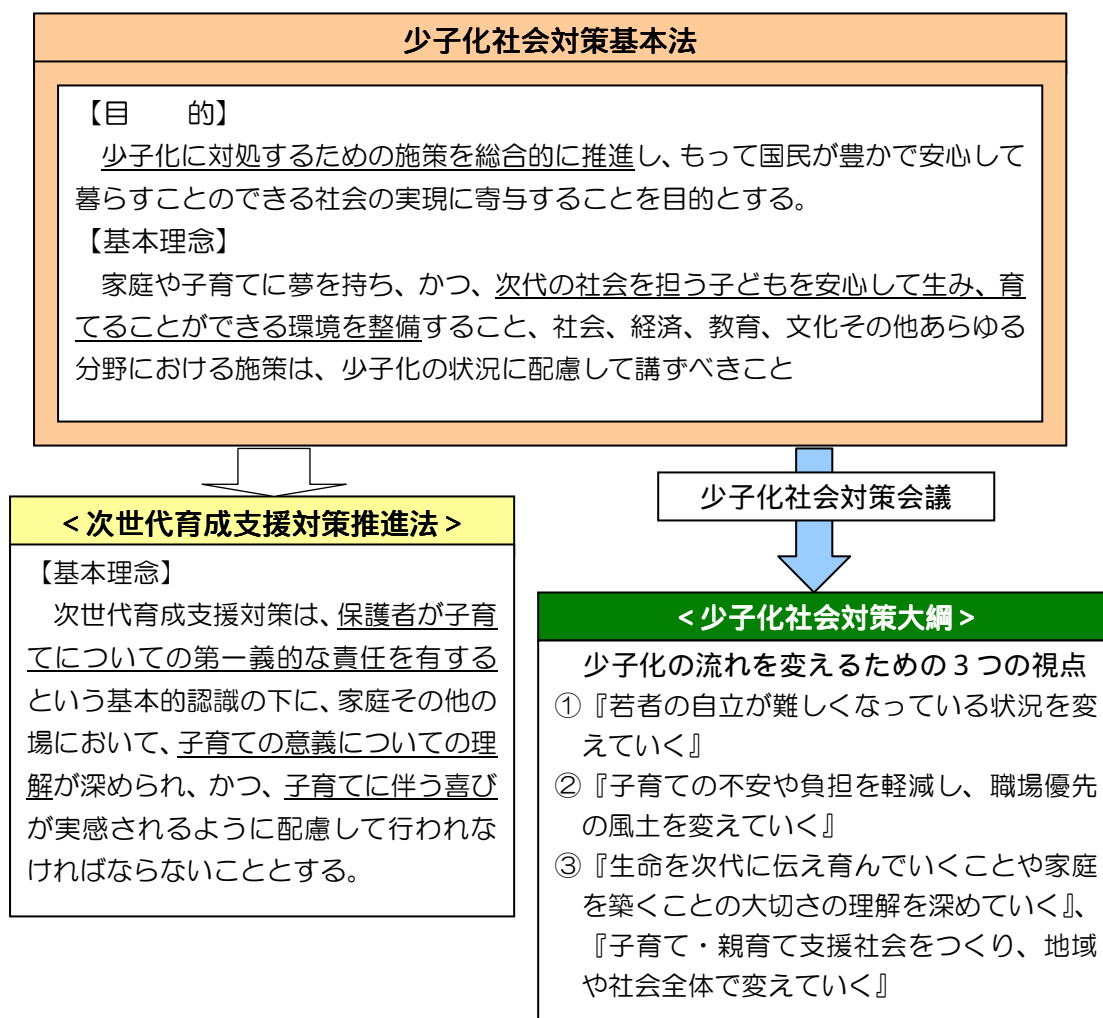


また、次世代育成支援対策の基盤整備期間として、平成16年に関連3法案（児童手当法改正法案、児童福祉法改正法案、育児休業等改正法案）が提出され、「児童手当制度の支給対象年齢の引き上げ」や「児童虐待防止対策等の充実・強化」、「新たな小児慢性特定疾患対策の確立等」の措置、あるいは「育児休業・介護の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長」など次世代育成支援対策の法制度面での拡充が図られました。

さらに、この次世代育成支援対策推進法を包含する基本法として、「少子化社会対策基本法」が同時期に成立し、内閣府に設置された「少子化社会対策会議」（会長：総理大臣）を中心に関係省庁による総合的な少子化対策が講じられています。

本市の子育て支援、少子化対策においても、こうした関係各法の目的や理念をふまえていく必要があります。

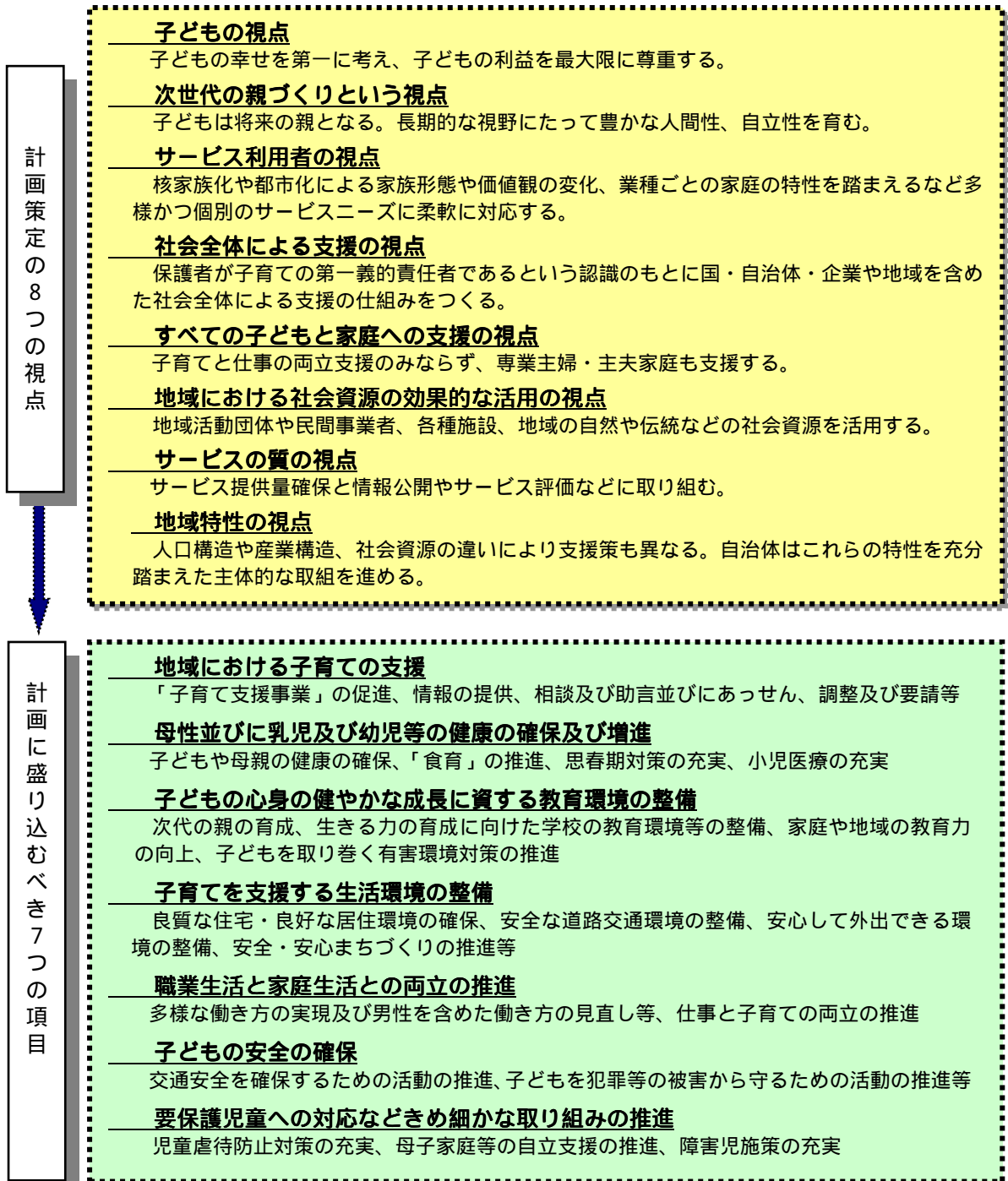
図表 4 少子化対策をめぐる法体系



## (2) 次世代育成支援地域行動計画策定にかかわる国の指針

国（関係7省庁）では、次世代育成支援対策推進法の理念をふまえ、「次世代育成支援地域行動計画」の策定に関して、以下のような具体的な指針を示しており、この計画は、これとの整合に配慮したものとしています。

図表 5 国の策定指針に示される8つの視点と検討すべき7つの項目

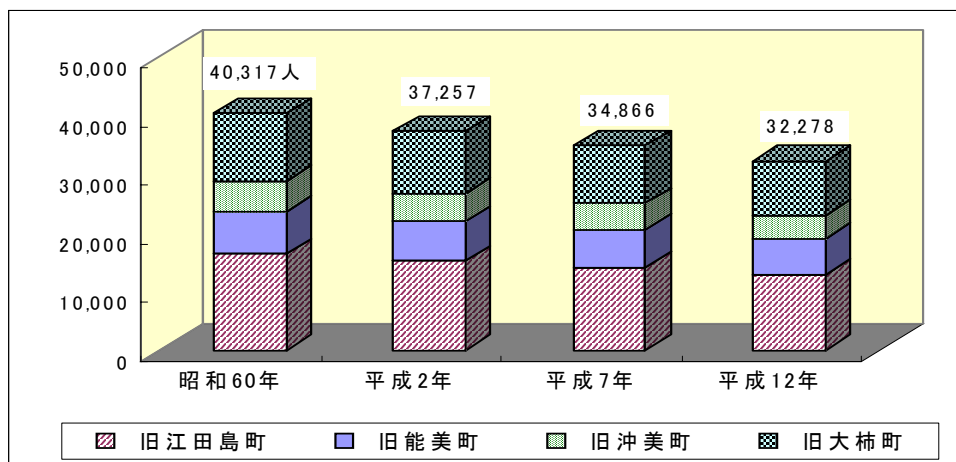


## 2 少子化をめぐる本市の状況

### (1) 本市の人口動向と特性

本市の人口動向（国勢調査人口：各年10月1日現在）をみると、減少傾向で推移しており、平成2年の37,257人から平成12年には32,278人と、この10か年で5千人ほどの大幅な減少となっています。

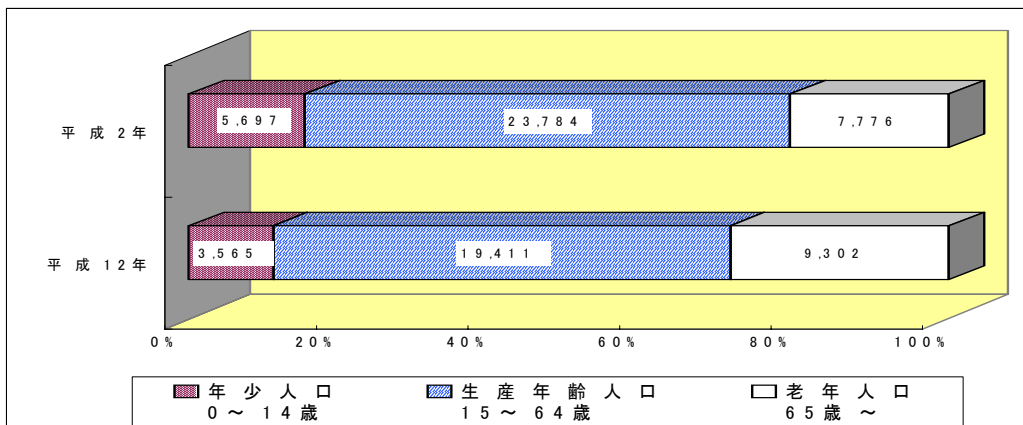
図表 6 江田島市の人口動向



資料：国勢調査

年齢3区分別の人口では、0～14歳までの「年少人口」が平成2年の5,697人から平成12年には3,565人へと10年間で2,132人の大幅な減少となっています。その一方で、65歳以上の「老年人口」は7,770人から9,302人へと1,532人の増加となっています。

図表 7 年齢3区分別人口の推移



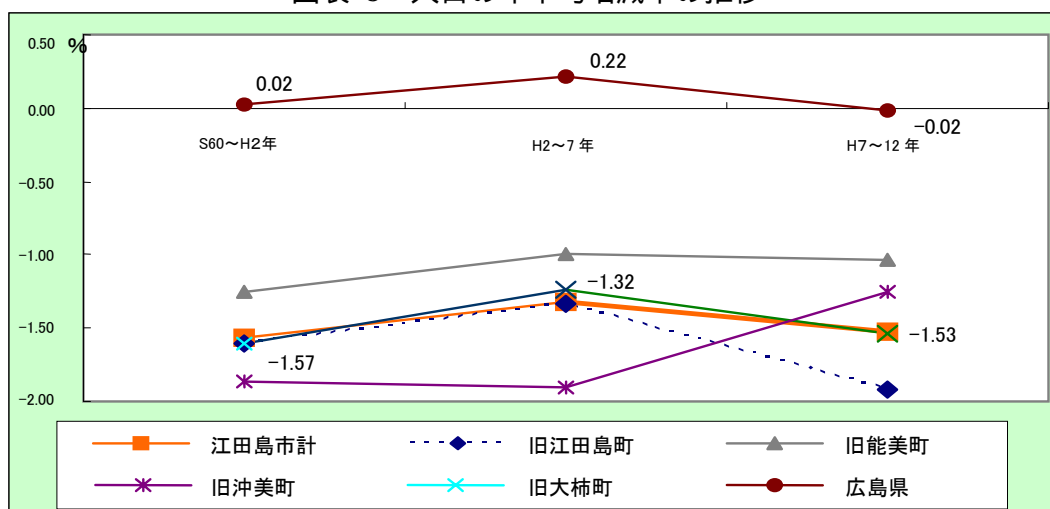
資料：国勢調査

昭和 60 年から平成 12 年までの 5 か年ごとの人口増減率（年平均）では、広島県平均は平成 2 年までの 5 か年が年率 0.02% 増、次の平成 7 年までの 5 か年が 0.22% 増と上昇を続けた後、平成 12 年までの 5 か年では 0.22% の減少に転じています。

こうした中で、本市では、平成 2 年までが年率 1.57% 減、平成 7 年までが 1.32% 減と、回復の兆しをみせたものの、それぞれ県平均を大きく下回る水準で推移しています。

さらに、平成 12 年までの 5 か年では再び減少幅が大きくなり、年率 1.53% 減となっており、人口減少傾向をいかに食い止めるが大きな課題です。

図表 8 人口の年平均増減率の推移

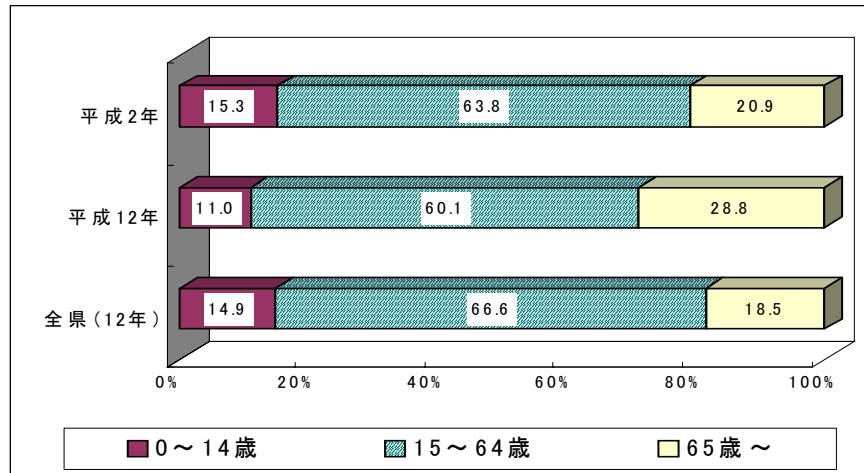


資料：国勢調査

人口動向を年齢 3 区分の人口構成比（総人口に占める割合）で見ると、0～14 歳までの「年少人口」は平成 2 年の 15.3% から平成 12 年には 11.0% にまで低下し、一方、65 歳以上の「老年人口」は平成 2 年の 20.9% から 28.8% へと大きく上昇しており、少子高齢化が急速に進んでいることが示されます。（図表 8）

平成 12 年の広島県全体の平均値と比較すると、年少人口は県平均（14.9%）より 3.9 ポイント低く、老年人口は県平均（18.5%）に比べて 10 ポイントほど上回る水準に達しています。

図表 9 年齢3区分別人口の構成比の推移



資料：国勢調査

## (2) 少子化の特性

本市における少子化の状況は、これまでに若年層を中心とした人口流出が続いたことがその要因として挙げられますが、平成12年の国勢調査人口による普通出生率(人口1,000人比)では6.0人と、全県平均の9.6人を大きく下回っています。

図表 10 江田島市の人口動態(平成12年)

区分	出生数	死亡数	自然増減	普通出生率 人口1000人対	合計特殊出生率
江田島市	202	426	-224	6.0	1.27
全県	27,384	23,188	4,196	9.6	1.41

資料：人口動態統計

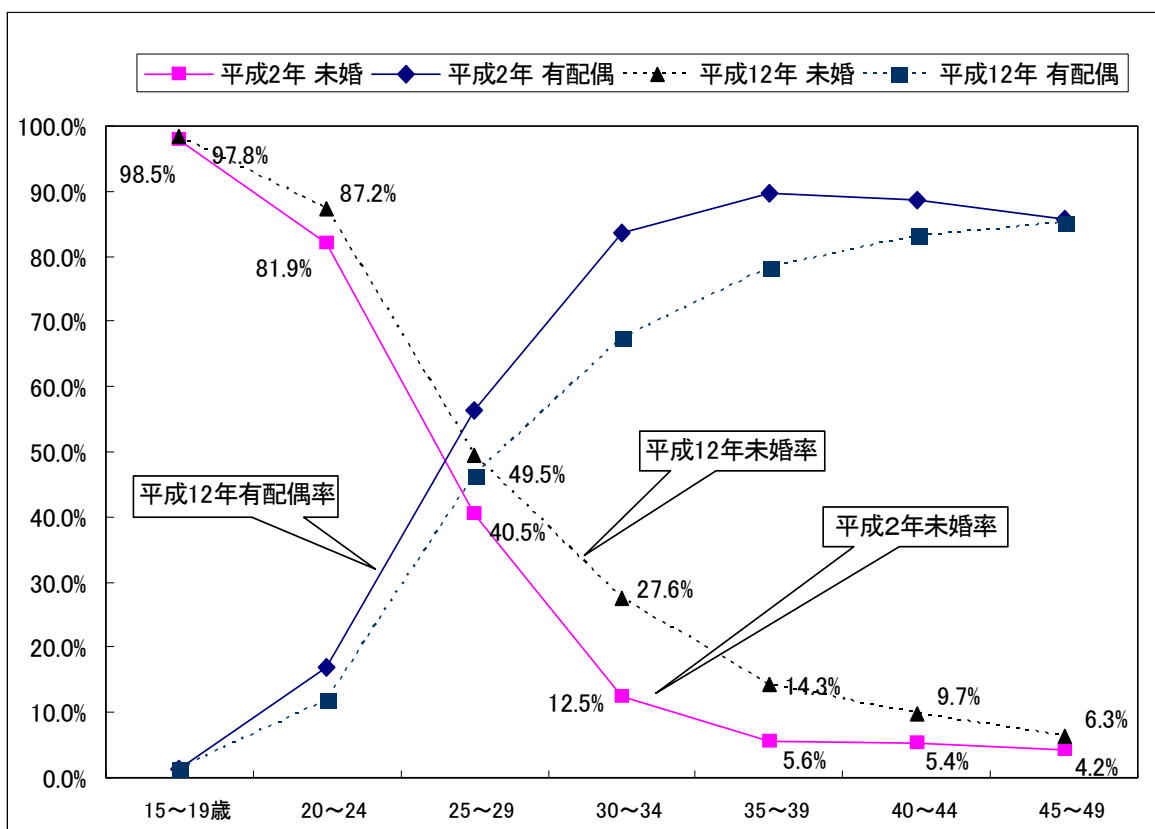
また、合計特殊出生率(1人の女性が一生に産む子どもの数)でみると、全県平均の1.41人に対して本市では1.27人であり、全国平均値が平成15年に過去最低を記録した1.29人を既に下回る水準にあります。

こうした少子化の主たる要因としては、従来から「未婚化・晩婚化」が指摘されていますが、男女別・年齢階級別の未婚率の推移(国勢調査人口)をみると、本市では、平成2年に比べて男女とも上昇傾向にあります。

特に、女性の場合、「25歳～29歳」の未婚率は平成12年現在で69.0%に上ります。また、平成2年と平成12年を対比すると、「30歳～34歳」の年齢層では33.1%から43.9%へとこの10か年で10ポイントほど上昇し、「35歳～39歳」でも同様に上昇傾向にあることから、未婚化・晩婚化の進行が示される結果となっています。

さらに、近年の少子化傾向の加速化の背景として、全国的に「夫婦出生力」が低下していることが挙げられています。

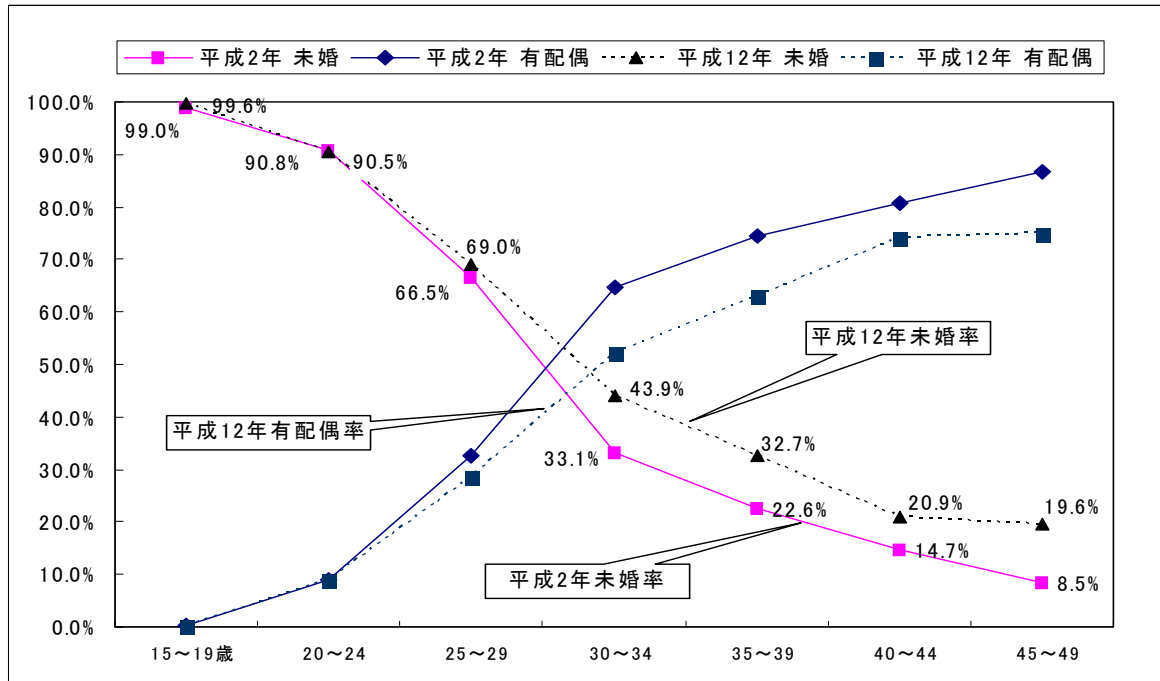
図表 11 年齢5歳階級別未婚率の推移（15歳～49歳女性）



資料：国勢調査



図表 12 年齢階級別未婚率の推移（15歳～49歳男性）



資料：国勢調査

### （3）家族の変化

家族の変化を家族類型別世帯数の構成で見ると、「核家族世帯」や「単独世帯」が増加傾向にあり、平成12年では世帯総数12,613世帯のうち、核家族世帯が61.4%、単独世帯が26.9%を占めています。

また、全県平均と比べて、「65歳以上の親族のいる核家族世帯」の割合が多いことが特徴として挙げられます。

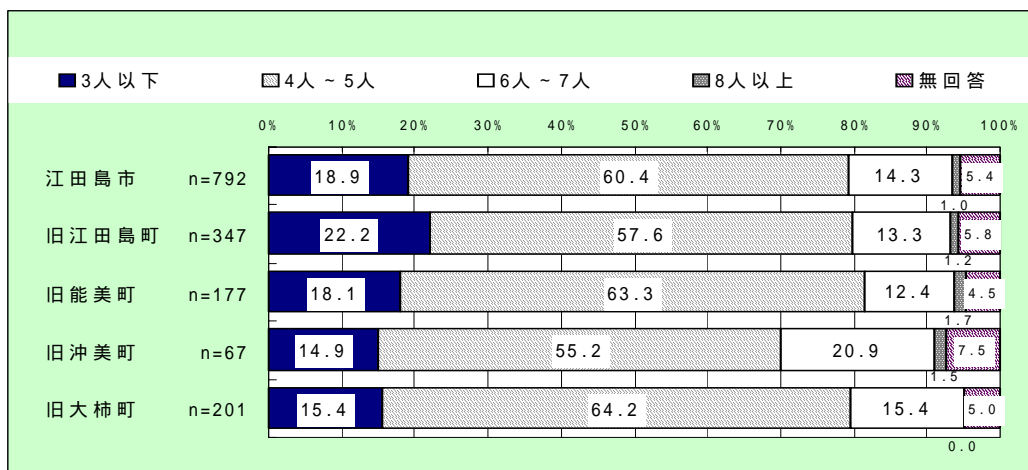
図表 13 類型別の世帯構成（平成12年国勢調査）

区分	世帯総数	一般世帯	核家族世帯	単独世帯	65歳以上の親族のいる核家族世帯
江田島市	12,613	12,523	7,747	3,393	3,117
(構成比)	100.0%	99.3%	61.4%	26.9%	24.7%
旧江田島町	4,633	4,580	2,768	1,304	1,038
旧能美町	2,459	2,459	1,622	561	658
旧沖美町	1,756	1,728	988	527	457
旧大柿町	3,765	3,756	2,369	1,001	964
全県	1,099,536	1,095,905	656,863	307,122	167,307
(構成比)	100.0%	99.7%	59.7%	27.9%	15.2%

資料：平成12年国勢調査

家庭の変化は、子どもの数にも現れており、計画策定にあたって平成 15 年度に実施した「次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）の結果をみると、就学前児童のいる家庭では、全体の半数近くまでが「子どもの数が 2 人」と回答し、「子どもの数が 1 人」と併せると、2 人以下が全体の 7 割近くに上ります。

図表 14 就学前児童のいる家庭の子どもの数

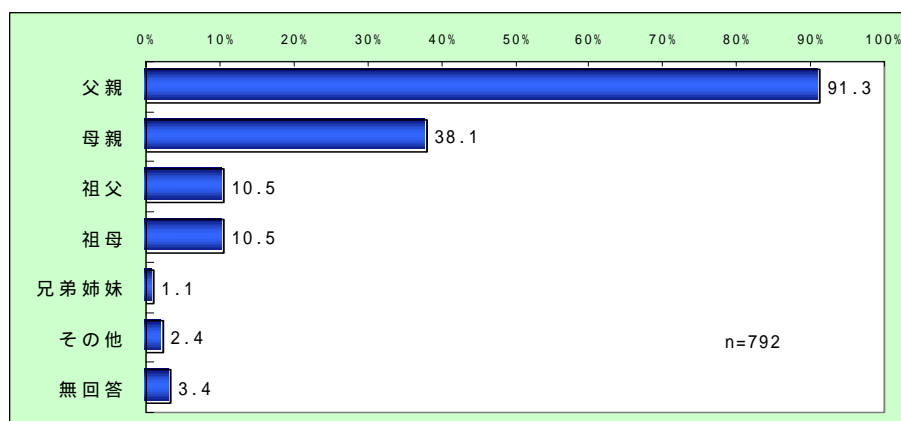


資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果  
n = アンケートにおける回答数を示している。

#### (4) 女性の就労状況

女性の就労状況を平成 15 年度アンケート調査結果でみると、就学前児童のいる家庭の 34.8%が「共働き」、3.3%が「母親のみ就労」であり、母親の 4 割近くが就労している結果となっています。

図表 15 就学前児童のいる家庭の保護者等の就労状況

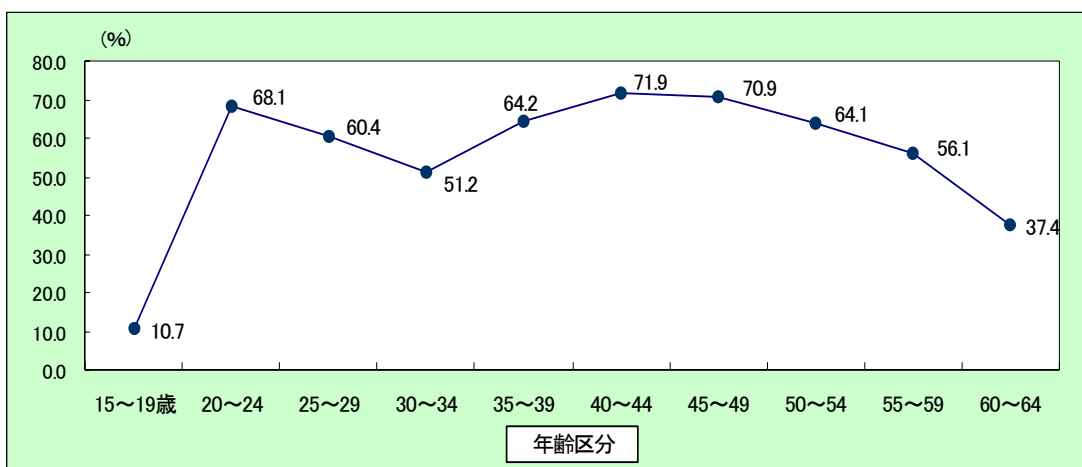


資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

しかし、本市の女性の年齢階級別就業率をみると、平成 12 年では 20 歳以上で相対的に低率となり、「30 歳から 34 歳」の年齢層をボトムとして 40 歳代にかけて再び上昇する、いわゆる“M 字カーブ”を描いています。

これは、全国的な傾向と同じであり、子どもをもつ時期に就業率が下がっており、一般に女性にとって結婚・出産の時期と重なるこの年齢層では、仕事との両立が困難となる状況がうかがえる結果となっています。

図表 16 江田島市における女性の年齢別就業率(平成 12 年)



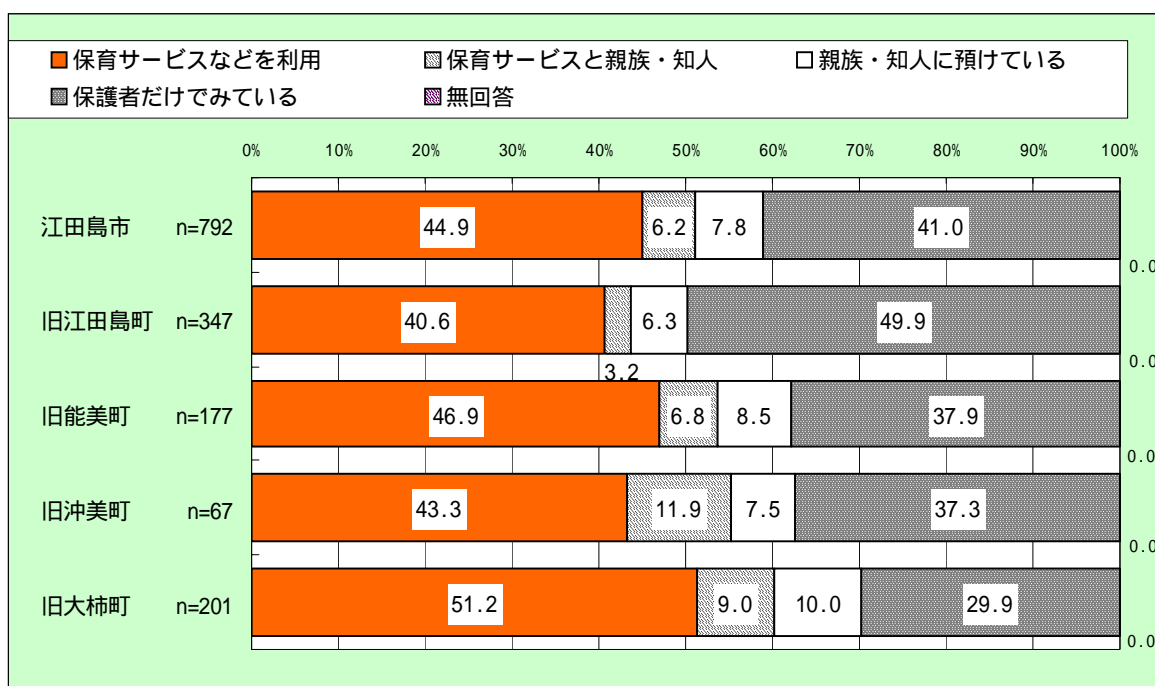
資料：平成 12 年国勢調査

### 3 本市における子育ての状況と支援ニーズ

#### (1) 保育の状況

本市における子育ての状況について、平成15年度のアンケート調査結果をみると、就学前児童のいる家庭では、平日に「保育サービスなどを利用している」割合が44.9%に上り圧倒的に多く、また、「保育サービスを利用しながら親族・知人にも預かってもらっている」が6.2%となっています。その一方、「保育サービスなどを利用せずに、保護者だけでみている」割合も少なくなく、全体の41.0%を占めます。また、「保育サービスなどを利用せずに親族や知人に預けている」ケースも7.8%という結果です。

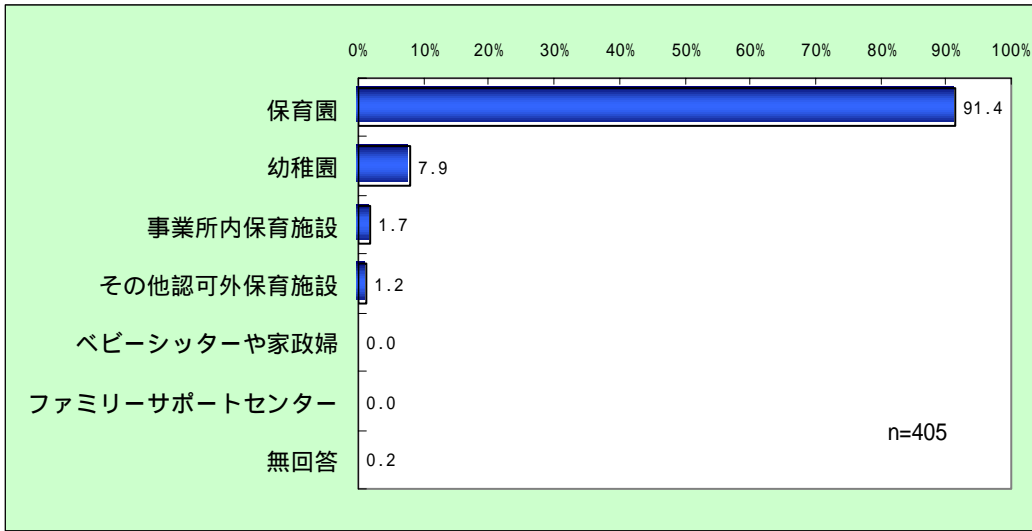
図表 17 平日の保育の状況（就学前児童のいる家庭の場合）



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

また、平日に利用している保育サービスなどの内容をみると、「保育園」が圧倒的多数を占め全体の9割ほど（91.4%）に上り、次いで「幼稚園」が7.9%、「事業所内保育施設」や「その他認可外保育施設」が1%程度という状況です。

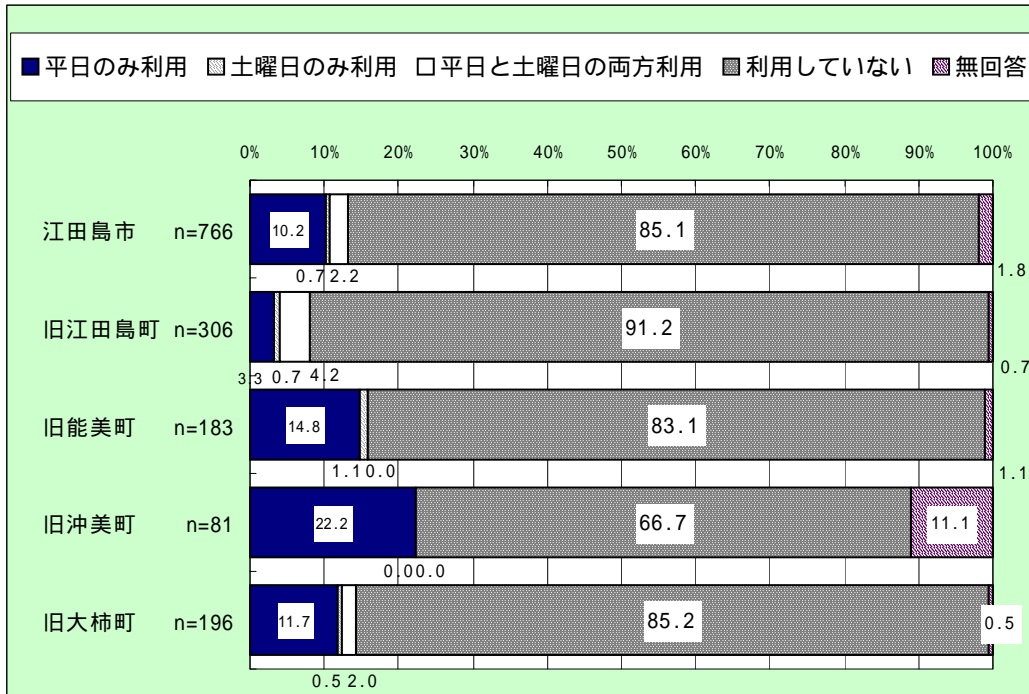
図表 18 平日に利用している保育サービスなど（就学前児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

一方、小学校児童のいる家庭では、「平日だけ放課後児童クラブを利用している」家庭が全体の 1 割ほどを占めます。

図表 19 放課後児童クラブの利用状況（小学校児童のいる家庭）

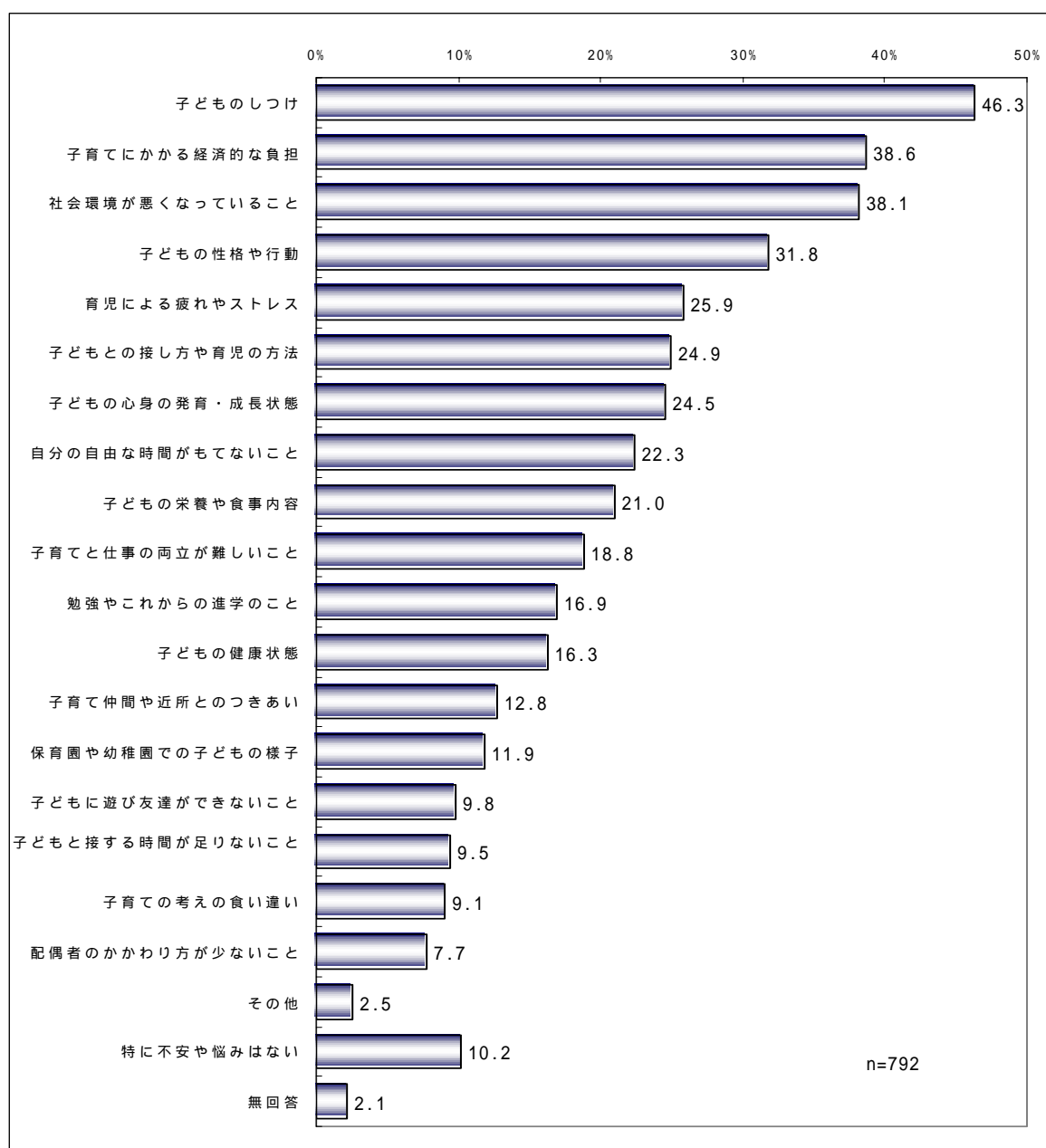


資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

## (2) 日頃の子育てに対する意識

就学前児童のいる家庭が日頃の子育てについてどのように感じているかをアンケート調査結果でみると、「子育てに関して悩みや不安は特にない」はわずか全体の1割ほど(10.2%)にとどまり、圧倒的多数が何らかの悩みや不安をかかえている状況が示されます。

図表 20 日頃の子育てに関する悩みや不安(就学前児童のいる家庭)



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

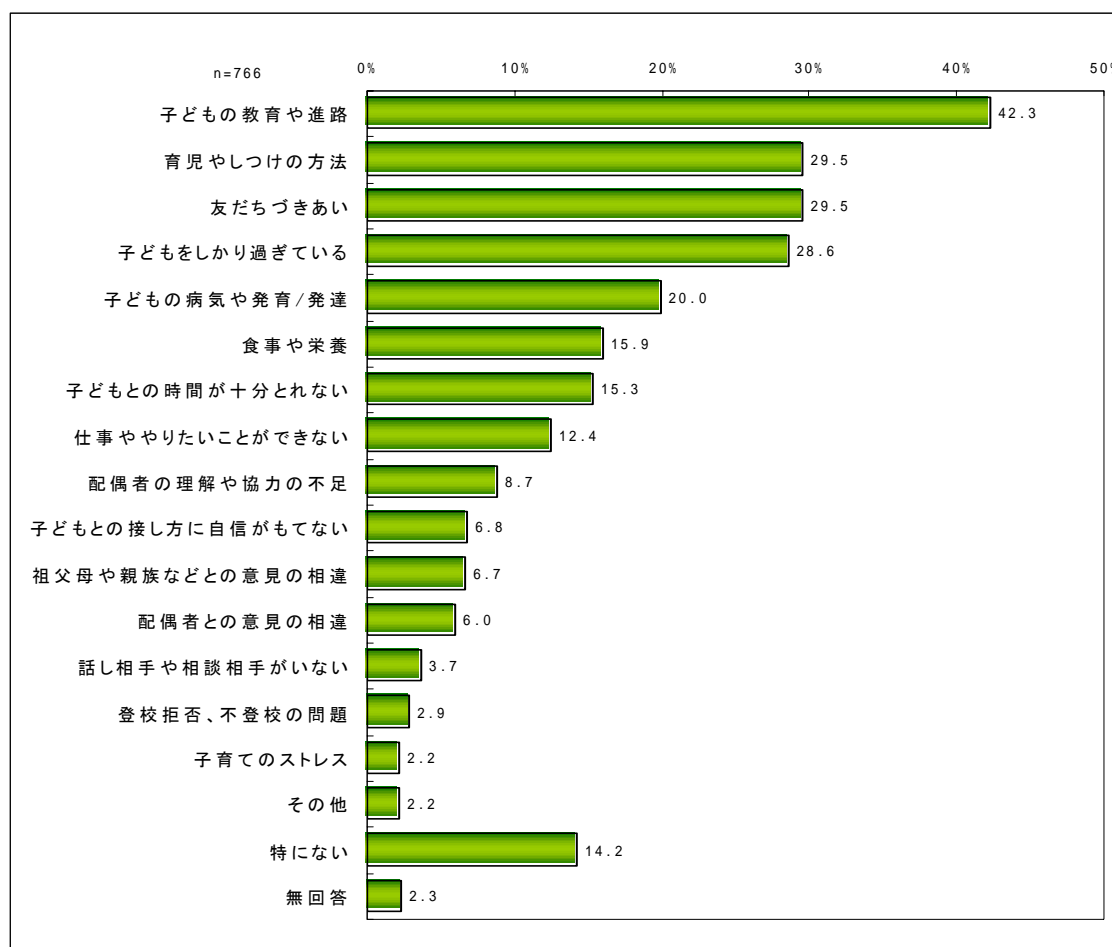
悩みや不安の具体的な内容としては、「子どものしつけ」が半数近く（46.3%）に上るほか、「子育てにかかる経済的負担」（38.6%）、「子どもを取り巻く社会環境の悪化」（38.1%）、「子どもの性格や行動」（31.8%）についてもそれぞれ3割を超えます。

さらに、「育児による疲れやストレスを感じている」割合も4人に1人（25.9%）に上る結果となっています。

一方、小学校児童のいる家庭でも「子育てに関する悩みや不安は特にない」は1割強に過ぎず、その他圧倒的多数が悩みや不安を抱えている状況が読み取れます。

特に、「子どもの教育や進路」に関する悩み、不安が最も多く42.3%と4割を超えるほか、「育児やしつけの方法」（29.5%）、「友だちづきあい」（29.5%）、「子どもをしかり過ぎている」（28.5%）ことを挙げる人が全体の3割ほどに上ります。

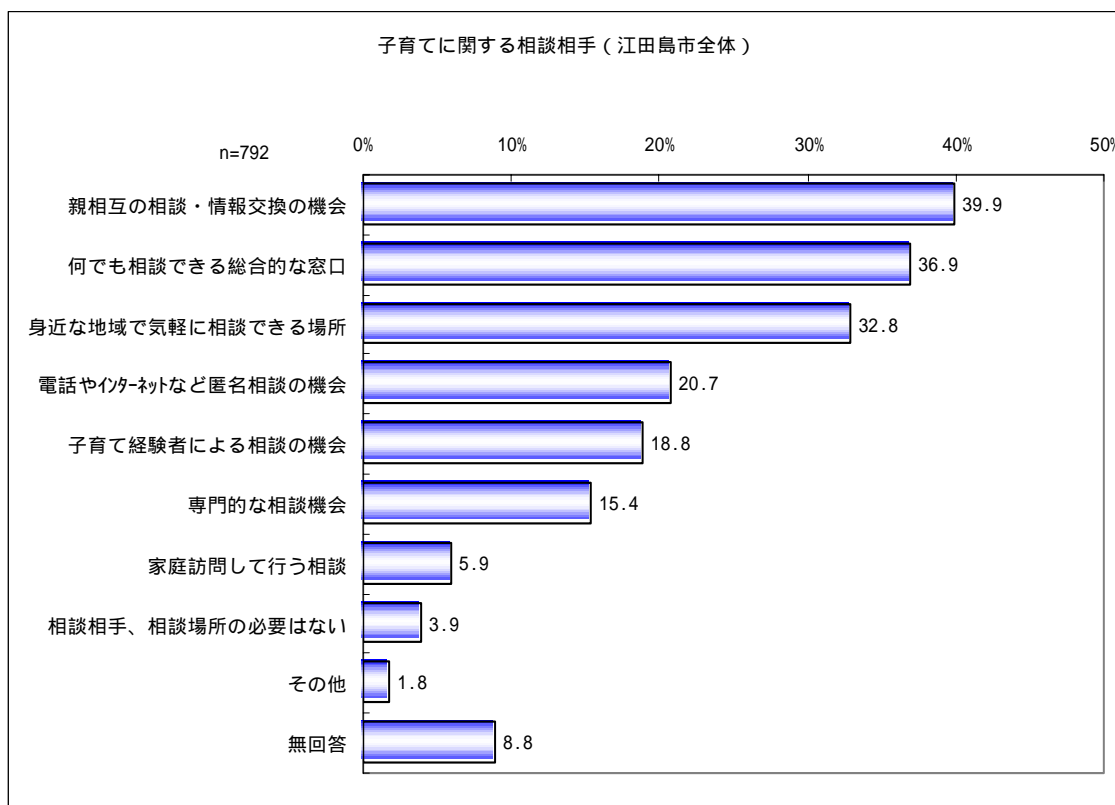
図表 21 子育てに関する悩みや不安（小学校児童のいる家庭）



資料：平成15年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

以上のように、子育てに関して悩みや不安をかかえる家庭が多い状況にありますが、相談を希望する相手先としては、就学前児童のいる家庭の場合、「親相互の相談・情報交換の機会」や「何でも相談できる総合的な窓口」を希望する意見が最も多く、また、「身近な地域で気軽に相談できる場所」の必要性も上位に挙げられています。

図表 22 子育てに関する相談相手の希望（就学前児童のいる家庭）



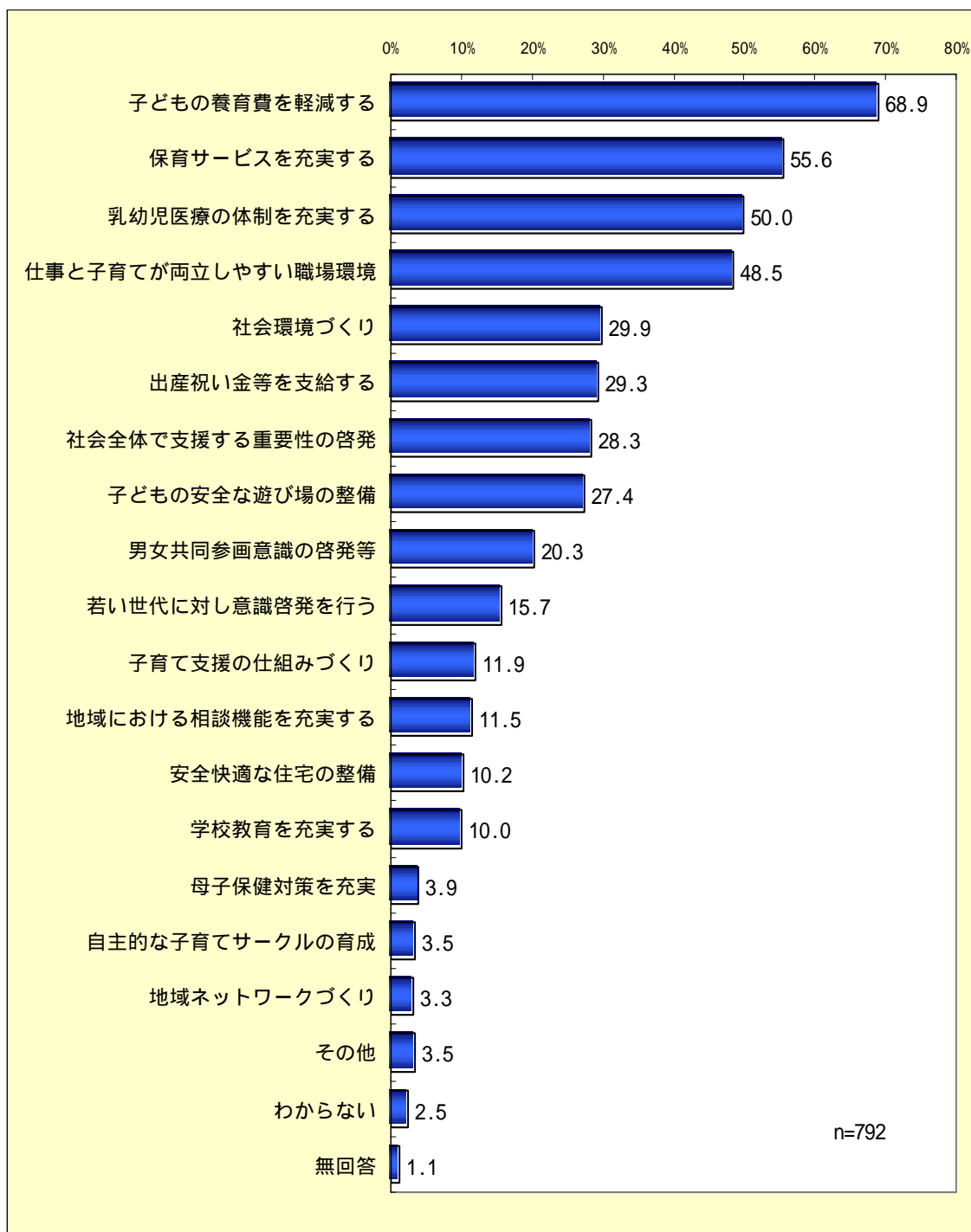
資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

### （3）子育て支援ニーズ

少子化の流れを変えるために特に重点的に取り組むべき事項については、就学前児童のいる家庭では、「子どもの養育費を軽減すること」を挙げる割合が 7 割ほど（68.9%）に上るほか、「保育サービスの充実」（55.6%）や「乳幼児医療体制の充実」（50.0%）についても半数を超えます。また、「仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり」を挙げる割合も 48.5%と半数近くに上っています。



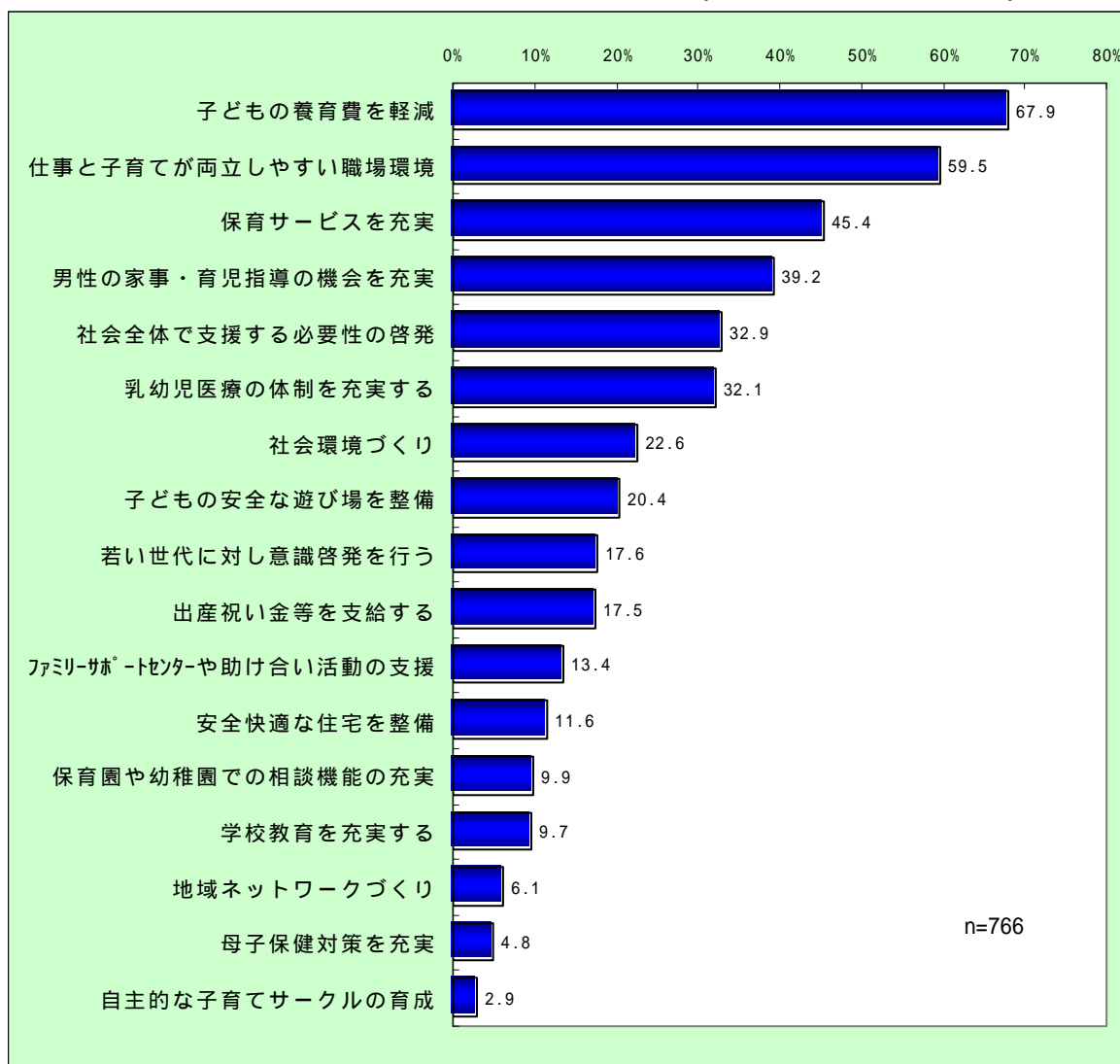
図表 23 少子化の流れを変えるために重要なこと（就学前児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

この結果は、小学校児童のいる家庭でもほぼ同様であり、「子どもの養育費を軽減すること」を挙げる割合が7割近く（67.9%）であるほか、「仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり」を求める割合も6割ほど（59.5%）を占めます。さらに、「保育サービスの充実」も4割を超える（45.4%）結果となっています。

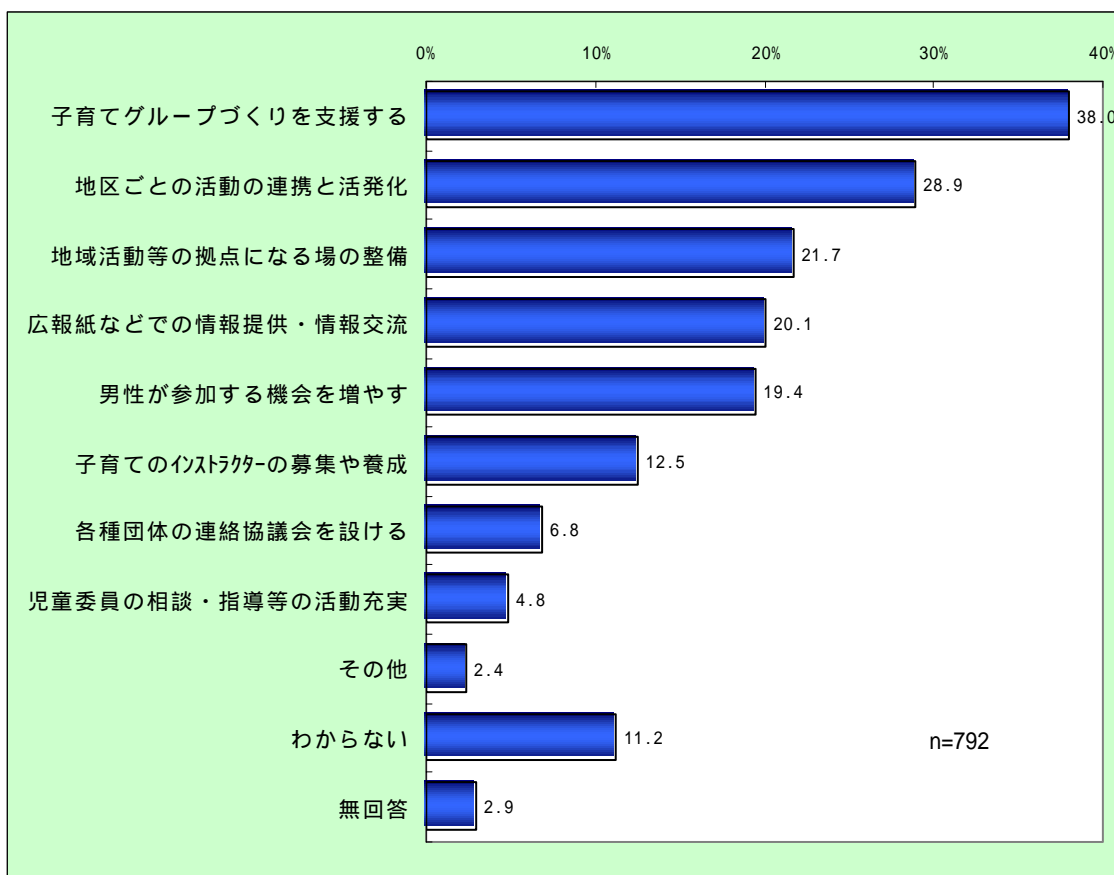
図表 24 少子化の流れを変えるために重要なこと（小学校児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

さらに、子どもにかかわる地域での支援活動として希望することとしては、「子育てグループづくりを支援すること」を全体の 4 割近く(38.0%)が挙げているほか、「地区ごとの活動の活性化と連携」を求める割合も 3 割近く(28.9%)に上ります。

図表 25 子どもにかかわる地域での支援活動として必要なこと（就学前児童のいる家庭）



資料：平成 15 年度次世代育成支援にかかわる住民アンケート調査結果

## 第3章 計画の方針と目標

### 1 基本理念とめざす姿

時代環境がめまぐるしく変化し、また、少子化が一段と進行する今日にあって、子育て家庭が抱える問題やニーズは多様化の傾向を強めているとともに、子どもの健全育成をめぐる課題も多様化の様相を強めています。

子育ての一義的な責任は、それぞれの家庭（保護者）が負うものであり、結婚や出産はそれぞれの選択に委ねられるものです。

しかしながら、家庭の子育て力や地域の扶助機能が低下している状況下では、子育てを家庭だけの問題とするのではなく、市民一人ひとりが共通の課題として認識し、相互に協力しながら子育て家庭を支援し、子どもたちの健全な育成と大人への自立、いわゆる“子育て”に積極的にかかわっていくことが不可欠となっています。

このため、地域が本来もちあわせていた子育て支援機能を今日の課題に合わせて再構築することにより、世代を超えて子どもを見守り、子育て家庭を支える環境を地域一体となって創り出していく必要があります。

また、少子化の進行や社会環境の変化の中で、子ども自身が主体的に生きる力や社会性を身につけ、人間性豊かでたくましい次代の担い手として自立していくことが求められており、「子どもの利益が最大限に尊重される」ことを基本に、子どもの健全育成と大人への自立を地域として支えあう環境づくりが課題となっています。

以上のような基本認識に立ち、次世代育成支援のための3つの方針を次のとおり掲げます。

#### 基本方針1 すべての子どもがのびやかに成長できるよう共に応援します

“子どもの利益が最大限に尊重される”ことを念頭に、すべての子どもが人格をもつ一人の人間として健全に育成され、次代の担い手として将来を託すことができるたくましい大人へと自立していくことを地域ぐるみで応援します。

## 基本方針2 すべての家庭（保護者）の楽しい子育てを共に応援します

共働き世帯の増加や女性の社会進出などを背景に、多様化する子育て家庭における支援ニーズに対応できるよう、「すべての家庭への支援」の視点から横断的な取り組みを進めます。

また、子育てに負担感や不安感をもつ家族（保護者）を地域の中で孤立させることなく、楽しく子育てができるよう、“男女共同参画社会の実現”の視点を加えながら、家庭、地域そして行政それぞれの役割を高めるとともに、相互の連携を強めていきます。

## 基本方針3 子どもの成長を共に喜びあえるまちづくりを進めます

子育てを「家庭」だけの役割とするのではなく、市民のだれもが子育てに係る問題や負担感を十分理解しあい、地域社会全体が当事者としての意識をもって協力しあっていく「子育ての社会化」の視点からの取り組みが求められます。

このため、これまでのように「子育て支援」にかかわる公的サービスの充実はもとより、地域、事業所などを含めすべての市民が“子育て・子育ての担い手”としてさまざまにかかわり、行政との協働のもとに、市民参加による子育て・子育て支援の仕組みづくりに取り組みます。

以上の基本方針に基づき、すべての子どもが健全に育成され、次代の担い手として自立していくことを支援していくことは、すべての子どもの「夢」を地域一体となって育てていくことにほかなりません。同時に、地域の子どもたちの育成や子育て家庭の支援を通じて、新市としての市民相互のつながりが深まり、新しい時代に求められる望ましいコミュニティ像（まちの明日）を築いていくことにもなります。

こうした認識から、この計画がめざすまちの姿（計画の目標像）を次のとおり定め、すべての市民共通の目標とします。

**子どもの夢を育み、まちの明日を拓く  
「子育て応援都市・えたじま」**

---

## 2 施策の基本目標

### (1) すべての子どもの健やかな育ちと自立を応援するまちづくり

すべての子どもが心健やかに成長し、「生きる力」を育ていけるよう、福祉・保健・教育などの施策連携に一層努めるとともに、地域の社会資源、子育て力を生かしながら、子どもに同世代・異年齢世代との交流や実体験の機会の充実を図るなど、すべての子どもが社会性を備えた大人へと自立していく環境づくりをめざします。

### (2) 子どもを安心して楽しく生み育てられるまちづくり

子育て家庭の生活実態は多様であり、子育てにかかわるニーズも必然的に多様化しています。

このため、すべての子育て家庭を支援していくため、家庭・地域・企業・行政など地域を構成する主体が相互に連携しながら、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、公的サービスと市民による支えあい活動を組み合わせ、地域における子育て機能の再構築に取り組み、子どもを安心して楽しく生み育てられるまちづくりをめざします。

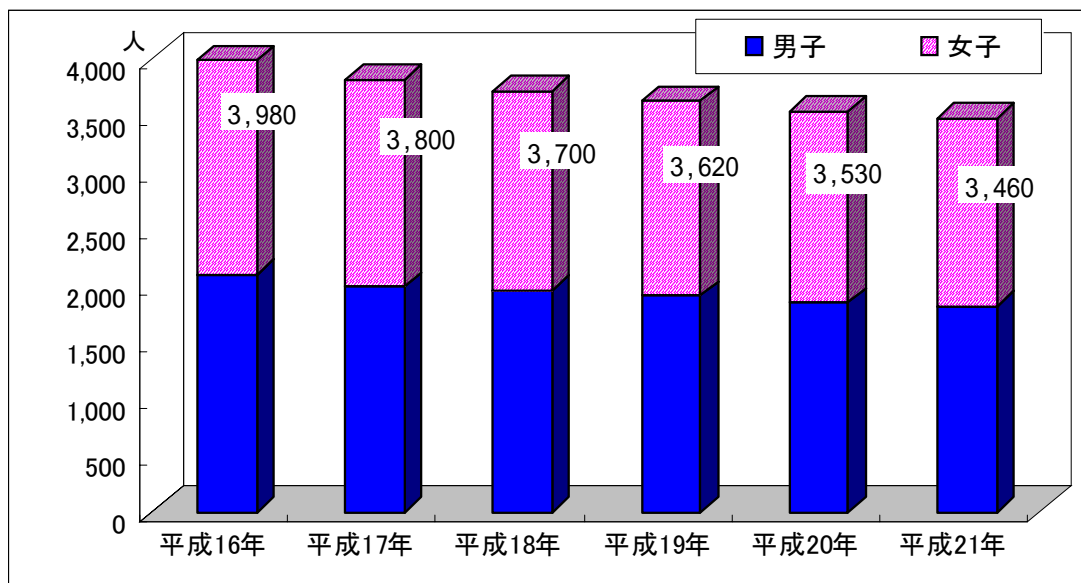
### (3) 全市的な連携による安心できる子育て環境づくり

次代の担い手である子どもを安心して生み育てられる環境を整備するため、少子化問題を新市として取り組むべき重要課題の一つとして共有し、家庭・地域・企業・行政など地域のすべての構成メンバーがそのために果たすべき役割を認識しあい、相互に連携した重層的な子育て支援・子育て支援のネットワークづくりをめざします。

### 3 18歳未満人口の見込み

この計画の主対象としている18歳未満人口の平成21年までの見込み（概数で表示）について、これまでの傾向が引き続き進むと仮定した場合、コーホート・センサス変化率法<sup>\*</sup>によると、平成16年の3,980人（住民基本台帳人口）から計画中期の平成21年には3,460人と、今後500人ほどの減少が見込まれます。

図表 26 「18歳未満人口」の見込み



住民基本台帳人口をもとにした推計人口〔概数で表示〕。  
平成16年人口は実績値

また、11歳以下の推計人口では、「0～5歳」の就学前児童が平成17年の1,131人から平成21年には1,080人へと減少するとともに、「6～11歳」の就学児童も1,221人から1,145人へと、減少傾向で推移することが見込まれます。

コーホート・センサス変化率法：

過去の人口実績値をもとに、それぞれの年齢階級別（コーホート）の変化の平均値を算出し、15～49歳の母親年齢5歳階層別の出生数や男女性比などの変数を加えて行う将来推計手法。

図表 27 11歳以下人口の見込み

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
平成17年	190	191	196	180	185	189	1,131
平成18年	189	185	189	195	173	180	1,111
平成19年	187	184	182	189	189	170	1,101
平成20年	185	182	181	182	184	186	1,100
平成21年	183	180	179	181	176	181	1,080

	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳 合計
平成17年	190	217	197	195	215	207	1,221
平成18年	193	190	217	197	193	213	1,203
平成19年	183	194	190	217	195	192	1,171
平成20年	174	183	194	190	215	194	1,150
平成21年	190	175	183	195	188	214	1,145

コーホート・センサス変化率法による推計値であり、政策的人口は加味していない。



## 第4章 施策の方向(行動計画)

### 1 すべての子どもの健やかな育ちと自立を応援するまちづくり

#### (1) 子どもの人権の尊重と自立心の高揚

##### 現況と課題

すべての子どもは、人格をもつ一人の人間として尊重され、また、社会の一員として尊重されなければなりません。

しかし、児童虐待やいじめの問題など、全国的に子どもの人権が著しく侵害されている事件が後を絶たない状況にあります。

このため、「児童の権利に関する条約<sup>※</sup>」の趣旨を踏まえ、子ども一人ひとりの多様な生き方や価値観を尊重するとともに、それぞれの人格を尊重し、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが重要です。

特に、児童虐待については、関係機関との連携を密にし、予防対策や早期発見・早期対応の体制を充実していくとともに、市民に対しても、児童虐待の禁止や発生予防を呼びかけ、地域一体となった取り組みを進める必要があります。

児童の権利に関する条約：

18歳未満のすべての子どもを対象として、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目的として、1989年に国際連合の総会で採択された。日本は、1994年に条約を批准。

## 施策の方向

(1) 子どもの権利に関する啓発活動の推進
子育て家庭や子ども自身をはじめ広く市民各層に対し、生涯学習推進の観点から学校教育や社会教育の機会を通じて「児童の権利に関する条約」や人権にかかわる普及・啓発活動を推進します。
(2) 子どもの相談体制の充実
①子どもがどんなことでも気軽に相談できるよう、電話相談や学校教育でのカウンセリングなど相談体制を充実します。 ②児童相談所など関係機関が実施している相談事業の周知を図ります。
(3) 児童虐待防止体制の充実
①児童虐待を未然に予防するとともに、早期に発見し迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制を充実します。 ②各種健診・教室など多くの機会をとらえながら虐待の早期発見に努めるとともに、育児不安を抱える母親・家族などからの悩みに対し、必要な助言や指導を行い、虐待の未然防止や再発の防止に努めます。

---

## (2) 豊かな人間性と生きる力を学ぶ機会の充実

### 現況と課題

子どもたちを取り巻く社会環境は、国際化や高度情報化、少子化、技術革新の進展など大きく変化しており、多様化する社会に的確に対応できるよう、子どもの「学びの機会」を充実していくことが重要です。

このためには、学校教育において、基礎・基本的な学力の確実な習得と併せて、子ども自身が「生きる力」を伸ばすことができるよう、家庭や地域との連携のもとに、自ら学ぶことを基本とした学習の機会を充実していく必要があります。

また、子ども同士の遊びは、心身の健やかな成長とともに、協調性や社会性を育む上で大きな意義をもちます。

しかし、テレビゲームなど室内での一人遊びが多くなった遊びそのものの変化や塾通いなど時間に追われる生活スタイル、あるいは子どもの価値観の多様化などを背景として、子ども同士が自然の中で思いきり遊べる機会が減少したり、少子化とも相まって異年齢児も含め子ども同士が大勢で遊ぶ機会も減少していると言われています。

こうした遊びの変化や生活スタイルの変化は、地域や周囲の大人とかかわる機会、あるいはさまざまな体験の機会を減少させ、このことが規範意識や社会性を低下させている一面も指摘されています。

このため、子どもたちが豊かな人間性を身につけ、次代の担い手としてたくましく成長できるよう、家庭・地域・学校が連携し、生活体験や人と人とのふれあいを深めていく、さまざまな遊びや体験の機会を充実していく必要があります。

## 施策の方向

### (1) 学力の向上と個性を伸ばす学校教育の充実

- ①基礎・基本的な学力の向上を図っていくとともに、外国語教育や情報教育など時代が求める子どもを育成するため、指導方法や指導体制の充実を図ります。
- ②職業体験などを通して子どもたちの社会性や職業観を育み、また、地域で活躍している多様な人材を活用するなど、創意工夫を進め、特色ある学校教育の推進に努めます。
- ③いじめや非行の問題解決に向け、家庭・地域・学校が密接に連携できる組織体制を確立するとともに、広く啓発活動を行います。

### (2) 家庭・地域・学校との連携による安全で特色ある学校づくり

- ①学校の余裕教室などを活用し、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域とも連携し安全な教育環境を確保します。
- ②地域住民の意見を取り入れた特色ある学校運営を進めるため、「学校評議員制度」を取り入れ、特色ある学校運営に努めています。

### (3) 地域の資源を生かした多様な実体験の機会づくり

- ①子どもの主体性を高めるとともに、地域における異年齢児との主体的なふれあい活動を促進します。
- ②「子ども開放区」として各地区の公民館などの公共施設を、子どもたちに開放する日を定め、親子の交流の場や高齢者など世代間交流の場として活用していきます。
- ③地域の人材を活用し、子どもの体験活動などを充実するとともに、諸活動に関する情報提供に努めます。
- ④子どもが参加できる多様なボランティア活動を育成し、子ども自らが地域を考え、地域とふれあう機会の充実に努めます。

---

#### (4) 文化・スポーツ活動の充実

- ①スポーツ少年団の活動の活性化を支援し、異年齢児がふれあい、一緒に活動する機会の充実に努めます。
- ②さまざまな文化活動や図書館活動の充実を図ります。

#### (5) 指導者の育成及び資質向上

- ①子ども会など地域の子どもの健全育成を担う指導者の研修機会の充実に努めます。
- ②さまざまな体験機会を提供するため、生涯学習推進の観点から人材バンクの整備を進めます。

---

### ( 3 ) 障害のある子どもへのきめ細かな対応

#### 現況と課題

障害のある子どもや発達に遅れのある子どもが、地域の中で自立し、社会参加しながらいきいきと暮らしていくことができるよう、現在進められている法制度改革の動向を踏まえながら在宅サービスや施設サービスを充実していくとともに、乳幼児期から大人へと自立するまで一貫した相談支援体制を充実していくことが求められます。

近年では、LD\*（学習障害）やADHD\*（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの増加が指摘されており、これらへの対応も今後の課題となっています。

とりわけ、LDやADHD、高機能自閉症も含め、障害のある子どもの自立や社会参加への主体的な取り組みを支援するため、その持てる力を高め、また、学校生活や学習上の困難を改善・克服していけるよう、一人ひとりの教育的ニーズをふまえながら適切な教育や指導などの必要な支援を行う「特別支援教育」を推進していくことが求められています。

また、障害のある子どもが障害のない子どもたちと互いを認め合いながら成長できるよう、ノーマライゼーションの理念の普及啓発に努め、地域一体となって障害のある子どもやその保護者への支援を行っていく支えあいの環境づくりが必要です。

---

LD（学習障害）：

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。

ADHD（注意欠陥・多動性障害）：

7歳未満に発症するもので、脳の神経学的な機能不全によって、情報をまとめたり注意を集中する能力がうまく働かないなどの症状がみられる。

## 施策の方向

(1)「ノーマライゼーション」の理念の普及
健康・医療・福祉・教育に関する研修会、イベントの開催、広報などを通して積極的な啓発活動を推進し、理念の浸透を図ります。
(2) 障害の早期発見・早期療育体制の整備
①医療機関、教育機関などと連携し、妊産婦への保健指導や乳幼児健康診査などを実施し、保健事業の充実を図ります。子どもとその家族に対して適切な援助や情報提供に努めます。 ②保健・医療・福祉・教育の各分野と連携を図り、障害のある子どもの成長段階に応じた一貫した療育を推進します。
(3) 障害のある子どもに対する教育や保育などの充実
①集団保育が可能な障害のある子どもの保育ニーズに対応するため、障害児保育の推進に努めます。 ②学校教育においては、就学相談の充実や施設整備の障害のある子どもへの配慮に努めるとともに、特別支援教育 <sup>*</sup> の推進に取り組みます。 ③障害のある子どもにかかわる教職員や保育士などの研修機会を充実し、資質の向上を図ります。
(4) 福祉サービスの充実
①自立と社会参加の促進や保護者の負担軽減を図るため、法制度改革の内容に基づき、ホームヘルプサービスやデイサービス、短期入所などの在宅福祉サービスの充実を進めます。 ②児童相談所や障害児施設との連携を深め、障害のある子どもに対する福祉サービスの充実に努めます。 ③障害のある子どもを養育する保護者の負担軽減を図るためのサービス提供について検討を進めます。

### 特別支援教育：

児童生徒等の障害の重度・重複化、多様化および社会の変化等を踏まえ、一人一人の能力を最大限に伸ばし、自立や社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うため、障害のある児童生徒等の視点に立って児童生徒等の特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行うというもの。

---

#### (5) 一貫した療育相談・指導体制の充実

障害のある子どもを養育する保護者の相談に的確に対応できるよう、庁内の相談体制や保育園、学校などの相談体制を充実するとともに、専門機関・施設との連携を密にします。また、在宅生活や地域生活を支援するため、関連情報の迅速な提供に努めます。

#### (6) 障害のある子どもを養育する家庭の経済的負担の軽減

障害児福祉手当などの各種手当の給付、補装具の交付、日常生活用具の給付等の制度利用を進め、障害のある子どもを養育する家庭の経済的負担を軽減します。



## (4) ひとり親家庭児童に対する支援

### 現況と課題

近年、18歳未満の子どもがいる母子世帯や父子世帯の数は、徐々に増加傾向にあります。

ひとり親家庭は、子どもの養育や家事など様々な役割をひとりの親がすべて担っており、経済的にも精神的にも負担が大きいものとなっています。

このため、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭が置かれている状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援や日常生活の支援にも取り組むことが必要です。

### 施策の方向

(1) 相談体制の充実
母子自立支援員を設置し、民生・児童委員などとの密接な連携を図りながら、ひとり親家庭の子どもや保護者に対する相談体制を充実します。
(2) 母子家庭などの経済的自立のための就労支援
母子家庭の経済的な自立を支援するため、関係機関と連携し就職相談や職業能力開発の機会を充実します。
(3) 安心して子育てできる環境づくりへの支援
母子家庭などの日常生活支援事業の推進、母子生活支援施設機能の充実、保育園への入園への配慮、あるいは住宅対策など、ひとり親家庭が安心して子育てできるようにさまざまな分野から検討を進めます。
(4) 自立を支援する経済的支援体制の整備
ひとり親家庭などへの医療費助成や母子・寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当など関連する制度の普及啓発に努め、利用を促進します。

---

## 2 子どもを安心して楽しく生み育てられるまちづくり

### (1) 子育て家庭への支援の充実

#### 現況と課題

子育てをしている家庭では、多くが子どもをもつ喜びや子どもが成長していく喜びを感じているものの、その反面で、日常的な子育てについては、何らかの悩みや不安、あるいは精神的なストレスや身体的負担などの負担感をもっている家庭も少なくありません。

本市の場合、親との同居世帯が多い世帯構造にあるとは言え、少子化が進む中で、家族以外に子育て家庭（保護者）同士で悩みや不安を相談しあったり、子育てについて情報交換する機会が減少しています。

とりわけ、少子化や核家族化の進行などを背景に、親自身が育児についての知識や技術を家庭内で身につけながら成長する機会や経験が少なくなっている今日、子育てに戸惑いながらも気軽に相談できる相手が見つからず孤立するケースもあると言われています。

このため、子育てにかかわる相談窓口の充実を図るとともに、母子保健・医療・福祉・教育など関係部署が連携し、相談内容に応じそれぞれの専門性を生かした的確な対応を図っていく必要があります。

また、さまざまな子育てサービスに関する情報を必要なときに利用できるよう、情報提供の充実に対する要望が多く聞かれます。

このため、いつでも必要な情報が利用できるよう、手段・媒体に工夫を凝らし、市民に子育て情報をわかりやすく提供できるよう取り組んでいくことが求められています。

こうした取り組みは、子育て家庭に限らず市民が子育て関連情報を共有でき、幅広い層による主体的な子育て支援活動に活用されることが期待されます。

また、子育て家庭にとって、最も大きな問題としては子どもの養育費・教育費といった「経済的負担」が挙げられており、アンケート調査結果においても、少子化対策として重点的な取り組みが求められている事項の第一位となっています。

このため、関連制度の充実を国・県に働きかけながら、子育て家庭の経済的な負担軽減に取り組んでいくことが求められています。

## 施策の方向

(1) 相談体制の充実
育児に関する相談や子育てサークルの支援などを行う地域子育て支援センター事業に取り組み、市民にとって身近な相談体制を整備するとともに、児童相談所など関連専門機関を含めた密接のもとに専門的な相談内容にも応じられる総合的な相談体制を確立していきます。
(2) 子育てに関する情報提供機能の充実
①子育てに関する情報が必要な時に活用できるよう、広報のほか、インターネットなどの媒体利用を含め情報提供の充実に取り組みます。 ②子育て支援に関する情報の一元化を図り、子育て家庭への円滑な情報提供に努めます。
(3) 子育て家庭の経済的負担の軽減
①平成 16 年度から実施している、第3子の保育園保育料の無料化のほか、児童手当、乳幼児の医療費助成、各種奨学金の制度の普及啓発に努めます。 ②子育て家庭の経済的負担を軽減していくため、関連制度の充実を国・県に働きかけていきます。
(4) 家庭での豊かな育児環境の促進
①家庭での育児のあり方や親としての心構えなどについて必要な情報の提供に努め、家庭での健やかな育児を支援します。 ②乳幼児期の親の役割、しつけ、親子のふれあいなどに関する啓発に努めます。 ③本の読み聞かせを通じて親子のきずなを育むとともに、幼い頃から本に親しむことができるような環境づくりに取り組みます。

---

## (2) 子育て支援サービスの充実

### 現況と課題

就労や社会活動など様々な分野へ女性の社会進出が進み、本市では共働き世帯が多くを占める状況にあります。

これまで子育て支援サービスの考え方は、仕事をもつ就労女性の育児・家事との両立を支援していくことが中心的なものとなってきましたが、専業主婦の場合においても、社会とのかかわりが薄れがちで、子育てについて一人でストレスや悩みを抱えることも多いと言われています。

このため、就労女性だけでなくすべての子育て家庭を支援し、その精神的・肉体的負担を軽減していく観点に立って、それぞれの生活実態によって異なる多様な子育て支援ニーズに対応できるよう、サービス提供体制の充実を進めていくことが求められています。

これまで本市では、保育ニーズに応じて一時保育（預かり）や延長保育、未満児保育を部分的に進めてきました。

しかし、保育対象児童数が減少を続ける中で、保護者の就労形態や生活様式の多様化などから通常保育では対応できない延長保育や休日保育、あるいは病後児保育など保育ニーズはさらに多様化していくことが見込まれます。

このため、今後の保育対象児童数の見込みや子育て家庭の新たなニーズの的確な把握に努めながら、保育サービスの質的な充実に一層努めていく必要があります。

## 施策の方向

<b>(1) 一時保育事業の推進</b>
保護者が臨時・パートなどの不規則な勤務形態で働いている家庭の子どもや家族の傷病・入院などで一時的に家庭保育が困難になる子どもを一定期間保育園で保育する一時保育事業（現在、市内2園で実施）を、保育ニーズを踏まえながら順次拡充していきます。
<b>(2) 延長保育や低年齢児保育の充実</b>
現在実施している通常保育時間前からの保育を全市的に実施していくとともに、保護者の就労形態の多様性などに伴う保育ニーズを的確に把握しながら、必要な延長保育や低年齢児保育の実施に取り組むとともに、必要に応じて夜間保育についても今後の課題として検討していきます。
<b>(3) 休日保育や乳幼児健康支援一時預かり事業等への取り組み</b>
①休日に就労する子育て家庭の保育ニーズに対応するための休日保育事業や、病後の安静の確保に配慮する必要がある子どもの保育に対応する乳幼児健康支援一時預かり事業〔病後児保育〕について、具体的な要望の把握に努めながら研究を進めます。 ②保護者の病気や出産の際などに児童養護施設などで一時的に子どもを預かるショートステイ事業についても要望を踏まえながら検討を進めます。
<b>(4) 保育園の施設整備と機能の充実</b>
安全な保育環境を維持・確保するため、施設・設備の必要度に応じて改善を行い、地域での育児相談や児童サークル支援を行えるよう機能を充実します。
<b>(5) 保育士等の人材養成と確保</b>
多様化する保育ニーズに対応できるよう、保育士の研修機会を充実し資質向上に図ります。また、新たなサービスを実施する上で必要な人材確保に努めます。

#### (6) 認可外保育施設※の育成

- ①事業所内保育施設などの認可外保育施設※に通所している子どもの健全な育成を図るため、健康診断の実施など子どもの健康づくりを促進します。
- ②事業所内保育施設の設置運営についてかかわる助成制度の啓発に努めます。

#### (7) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の拡充

昼間、保護者が仕事などで家庭にいない小学校児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の全市的な展開に努めるとともに、利用ニーズの変化に対応した保育内容の質的な向上に努めます。

#### (8) ファミリー・サポート・センター事業の導入検討

就労する保護者などが仕事と子育てを両立し、安心して働くことのできる環境づくりを行うため、住民同士の互助組織である「ファミリー・サポート・センター事業」の導入について検討していきます。

認可外保育施設：

託児所や事業所内保育施設、病院内保育所、ベビーホテルなど保育を行うことを目的とする施設であって、認可を受けていない施設。

### (3) 母子の健康づくりと地域医療体制の充実

#### 現況と課題

本市では、母子保健法に基づく健康診査、保健指導など妊産婦や乳幼児期までの発達段階に応じた母子保健事業を推進していますが、近年では出生率の低下、女性の社会進出の増加、核家族化の進行、地域社会の連帯意識の希薄化、価値観の多様化など母子を取り巻く環境も大きく変化しています。

特に、育児不安や児童虐待といった親と子の心の問題、人工妊娠中絶、性感染症の増加などといった思春期の複雑な問題、乳幼児期からの生活習慣病の発症など母子の健康づくりについて新たな課題が発生しています。

また、小児救急医療体制の充実や正しい食事のとり方・望ましい食習慣などを学ぶ食育の普及啓発も重要となっています。

#### 施策の方向

##### (1) 健やかな出産のための保健の充実

- ①異常の早期発見、早期治療を図り、母子ともに快適で安心した出産ができるよう、妊婦を対象とした健康診査の受診を勧奨し、母体の健康管理を支援します。
- ②妊婦保健指導の充実を図り、母子健康手帳交付時や妊産婦教室、育児教室などを通じて妊産婦への的確な情報提供や個別相談の充実を図ります。

##### (2) 歯科保健の充実

健康で丈夫な歯で生活できるよう、妊娠中及び胎児期から乳幼児期の歯科保健の充実に努めます。

### (3) 乳幼児の健康管理の充実

- ①乳幼児の健康づくりを支援するために各種健康診査結果の適切な管理を行い、継続性のある保健指導やフォロー体制の充実を図ります。
- ②乳幼児の死亡原因の上位にある誤飲などの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）\*などの防止のため、子どもの事故防止に関する知識の普及と意識啓発に取り組みます。

### (4) 食育の推進

- ①健康づくりの上で、幼い頃から望ましい生活習慣を確立することが重要であることから、正しい食事のとり方や適切な食習慣の定着を図るための啓発活動を充実します。
- ②「食」を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりの必要性を踏まえ、多くの機会をとらえながら「食育」の積極的な推進を図ります。
- ③“地産地消”\*の視点から安全で栄養バランスのとれたおいしい給食が提供できるよう努めます。

### (5) 思春期保健対策の充実

- ①学校教育と連携を図り、赤ちゃんふれあい体験学習や健康教育など、子育ての体験や学習できる機会を提供していきます。
- ②性教育・講演会を通して、命の大切さや乳幼児期から家庭での性教育の必要性の啓発を図ります。

### (6) 小児救急医療体制の充実

小児医療の充実に対する市民ニーズの高さを踏まえ、市内医療機関や二次救急医療機関との連携強化を図るなど、小児医療・小児救急医療体制の充実を促進します。

乳幼児突然死症候群（SIDS）:

元気にしていた乳幼児が突然死亡し、その原因を明らかにすることができないもの。

地産地消:

「地域生産・地域消費」の略。「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味で、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みのこと。



---

### 3 全市的な連携による安心できる子育て環境づくり

#### (1) 子育て支援の機運醸成と家庭・地域での男女共同参画の促進

##### 現況と課題

平成11年6月に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を、総合的かつ計画的に推進することを目的に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現を目指した基盤づくりが積極的に進められています。

しかしながら、家事や育児の負担の多くが女性に偏っている現状や育児休暇を取得しにくい職場環境など、子育てが家庭や地域、企業などに十分に理解されているとはいえない状況があります。

家庭内での育児が母親だけの負担に偏ることなく、また、地域ぐるみで子育て支援の活動を進める上でも、男女が性別にかかわらず、お互いの人権を尊重しながら、ともに責任を分かちあうことが必要であり、「男女共同参画社会の形成」について広く市民各層の意識啓発に努め、実践的な活動を促進していくことが求められます。

また、これと併せて、少子化問題や次世代育成支援対策推進法の趣旨である「子育ての社会化」について広く市民に対する意識啓発の充実に取り組んでいく必要があります。

## 施策の方向

(1) 子育ての社会化に関する意識啓発と支援活動への参加促進
子育てをそれぞれの家庭の問題とするのではなく、次代の担い手育成の観点から地域全体でその健全な育成や子育て家庭の支援を行う、「子育ての社会化」について多くの機会をとらえながら市民各層への啓発活動を進め、子育て支援活動への積極的、自主的な取り組みを促進します。
(2) 男女共同参画の啓発と地域における子育て活動への参加促進
男女共同参画を推進する上で大きな障害の一つとなっている「男は仕事、女は家庭」に示されるような固定的な性別役割分担意識*を解消するため、市民に対する意識啓発活動を充実し、地域における多様な子育て支援活動への参画を促進します。
(3) 男性の家庭における子育て等への参画促進
ジェンダー*（社会的・文化的性差）にとらわれず男女がともに子育てに参画する意識の醸成を図るため、家庭教育などを通じて男女共同参画意識の啓発や男性の家事・子育てへの参画を促します。

性別役割分担意識：

性の違いによって「男は仕事、女は家事・育児」、「男は主、女は従」というように役割を固定してしまう考え方、意識。

ジェンダー：慣習やしきたりにより形成された社会・文化的性差。

## (2) 地域における子育て支援ネットワークづくり

### 現況と課題

核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化が進むことによって、子育て家庭（保護者）が地域の中で孤立してしまう状況が起こることも危惧されます。

このため、子育て中の家庭を地域で見守り、相互に助けあえるよう、福祉を基軸とした地域コミュニティの活性化がこれからの重要な課題となります。

また、ボランティアなどの市民活動や自治会などの地域団体活動の支援に努め、これら地域の社会資源を有機的に結びつけながら子どもの健全育成や子育て家庭の支援に全市的に取り組むネットワークづくりをめざす必要があります。

### 施策の方向

(1) 地域で支える子育て意識の啓発
家族だけでなく、地域・学校・企業など子育てにかかわるすべての社会構成メンバーが、子育ての社会的意味を理解し、育児を支援・協力していく必要性について啓発していきます。
(2) 子育てを支える人材の育成と確保
①子育て経験者や子育てが一段落した人などを対象に、子育て家庭の身近な相談者となる「子育てサポーター」の養成に努めます。
②社会福祉協議会やシルバー人材センターなど関係団体における子育て支援活動を促進します。
③市民による主体的な子育て支援活動について、公共施設などの活動の場の提供や活動内容の情報発信などの側面的な支援を行い、その育成に努めます。
(3) 地域子育て支援センター事業等の推進 〔再掲〕
地域における子育て支援ネットワークづくりの核となる地域子育て支援センターの整備や子育て支援総合コーディネート事業の実施に取り組みます。

(4) 市内諸施設の育児・教育機能の活用
<p>保育園がもつ育児機能など、市内にある諸施設の育児や教育にかかわる専門性を生かし、子育て家庭をはじめ市民の主体的な子育て支援活動への相談・助言を進めます。</p>
(5) 地域における子育て支援体制の整備
<p>児童館や保育園などの児童福祉施設、あるいは学校・公民館などの教育施設がもつ機能を活用しながら関係機関・地域組織との連携を支援し、地域全体で子育てに取り組む体制づくりに取り組みます。</p>
(6) 地域における子どもの健全育成活動の促進
<p>①子育て講座などを通して、子育ての不安解消や仲間づくりを目的とした自主的な子育てサークルの育成に努めます。</p> <p>②子ども会など地域における子どもの健全育成組織の自主的活動を支援します。</p>

---

### (3) 子どもや子育てにやさしい安全な生活環境の整備

#### 現況と課題

近年、学校内外での犯罪による被害や遊具でのけがなど、子どもたちの安全を脅かす事件が起きています。

また、全国各地で不審者による子どもへの声かけや連れ去りの事件が多発していることから、交通事故の防止対策とともに、子どもの安全を確保するため、地域ぐるみの取り組みが求められています。

こうしたことから子どもたちを守るためには、家庭と学校や幼稚園、保育園などとはもとより、登下校中の道路や遊び場など、あらゆる場面での安全確保を地域全体で見守り、子どもたちにとって安全で快適な生活環境を整備することが早急の課題となっています。

また、アンケート調査結果によると、子ども連れで外出する際に不安や不便を感じているとの意見も少なくありません。

このため、子ども（同士）が安心して生活できるまちづくり、妊婦や幼い子ども連れが安心して外出することができるまちづくりをめざし、「福祉のまちづくり」の視点から子育てバリアフリー化に取り組む必要があります。

## 施策の方向

### (1) 子どもにとって安全な環境づくり

- ①地域が自ら子どもたちの安全性を見守ることができるように、関係機関などと連携を密にし、防犯体制の強化を図ります。
- ②市民の協力を求め、通学路などにおける安全確保の場所づくりを進めるとともに、公共施設などを活用した安全確保の拠点づくりに努めます。
- ③子どもたちの安全を阻害するような事件などの情報について、学校や幼稚園、保育園などに的確に伝えるとともに、家庭や地域にも迅速に情報伝達できるような体制づくりを進めます。
- ④学校や幼稚園、保育園などにおける安全管理体制の徹底に努めるとともに、公共施設の遊具などの安全管理を徹底します。
- ⑤市内探検を兼ねて、子ども自らが危険箇所を発見しマップ化する事業を進めるとともに、危険を回避する能力を身につけさせる機会の充実に努めます。

### (2) 子どもや子育て家庭にやさしい環境づくり

- ①妊婦や幼い子ども連れでも安心して利用できるよう、歩道空間の段差解消や幅の整備を計画的に進めます。
- ②県の「福祉のまちづくり条例」を踏まえながら、授乳コーナーの設置、乳幼児や保護者が安心して利用できるよう配慮したトイレの整備など、公共施設における子育てバリアフリー化に取り組みます。また、乳幼児や子ども連れの利用客が多い民間施設についても自主的に取り組むよう啓発を図ります。

### (3) 交通安全対策の充実

- ①安心して利用できる歩行空間を確保できるよう、歩道の整備や自転車道などの整備、交差点の改良など交通安全施設の計画的な整備に努めるとともに、自転車利用者への正しい駐輪方法などの教育及び広報活動に努めます。
- ②子どもや保護者に対する交通安全教育の充実を図るとともに、チャイルドシートの着用の徹底に努めます。

---

## (4) 子どもの安全な遊び場や居場所の確保

### 現況と課題

子どもたちにとって、子ども同士の遊びや自然とのふれあい体験、あるいはスポーツ活動は、社会性や協調性を備え、たくましく生きる力を育むために必要不可欠です。

しかし、少子化が進む中で、従来に比べると、子どもたちが年齢を超えて集団で遊ぶことや自然の中でのびのびと思い切り遊ぶ機会が減少しているといわれています。

この背景には、テレビゲームなど屋内での遊びが多くなっているなど、子ども自身の遊びの形態が変化してきていることも挙げられますが、それ以上に、安全で子どもにとって魅力ある遊び場が身近に不足していたり、雨の日にのびのびと遊ぶことができる室内型の遊び場が不足していることなどが挙げられています。

このため、既存の公共施設などを活用し、子どもの成長段階に応じた安全で魅力ある遊び場の充実を図ることが重要です。

また、中学生や高校生にとって、平日の帰宅後や休日に仲間が気軽に集うことができる「居場所」が不足し、異年齢交流など広がりのある仲間付き合いができてにくい環境にあるといわれます。

このため、乳幼児や学童だけでなく、中学生・高校生の「居場所づくり」も視野に入れた施設の有効活用が求められます。

## 施策の方向

### (1) 児童館など既存施設の有効活用と計画的な整備

- ①子どもの健全育成を地域ぐるみで推進できる体制づくりを進めるとともに、児童館などを遊びの拠点として、また、子育て中の親の相談窓口や交流の場として活用できるよう取り組みます。
- ②子どもの行動圏や今後の児童数の推移などを十分考慮しながら、地域の児童健全育成の拠点が不足する地域を中心に必要な施設の計画的な整備に取り組みます。

### (2) 子どもの遊び場の確保

- ①子どもたちの憩いの場、健やかな心づくり、体づくりの場となる身近な遊び場の確保に努めます。また、安全に遊べる魅力ある遊具など設備の整備を検討します。
- ②自治会単位の地域による、身近な遊び場の管理に対して支援していきます。

### (3) 自然とのふれあいの場及びスポーツ活動の場の確保

- ①本市の豊かな自然や海辺・水辺を生かした空間の確保に努め、子どもたちの利用にも配慮します。
- ②各種公共スポーツ・レクリエーション施設の整備充実に取り組むとともに、地域のスポーツ活動の拠点となる社会体育施設や学校施設の利用を促進します。



## (5) 事業所等への就労環境改善への啓発

### 現況と課題

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などが整備され、女性の働く職場環境や就労条件は改善されていますが、現実には制度利用ができてにくい環境にあったり、子育てに対する職場の理解が不足していたりする問題がアンケート調査結果にも示されています。

仕事と家事や育児とを両立することは、女性にとって大きな負担であり、家庭はもとより職場においても子育て支援の重要性を認識し、安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりに積極的にかかわっていくよう、事業所などの啓発に取り組んでいく必要があります。

### 施策の方向

(1) 職場における子育て支援意識の啓発
安心して子育てができる就労環境をつくるため、育児・介護休業法など各種制度の普及啓発に努めます。
(2) 職場復帰や再就職等の支援
育児や介護のために休業や退職した労働者の職場復帰や再雇用を促進するための各種制度の普及啓発に努めます。
(3) 労働条件の向上
ゆとりのある子育てを支援するため、労働条件の改善について意識啓発に努めます。

## 第5章 計画の推進のために

### 1 全市的な計画推進のための体制づくり

計画の実現にあたっては、福祉・教育・都市整備・就労環境など広範な施策がかかわっており、「施策総合化」の観点から関係部局が連携、協力して総合的に取り組む必要があります。

このため、子育て支援にかかわる関係部局で構成する「庁内組織」を設置し、適宜施策調整を行いながら全庁的に効果的、効率的な事業に取り組みます。

また、行政だけでなく、子育ての第一義的な責任を担う家庭、地域、事業所など全市的な取り組みが不可欠であり、また、子ども自身も地域の一員としての自覚をもって自らが成長し、自立していく姿勢が求められます。

そこで、次に掲げるそれぞれの役割と行動指針をふまえ、身近でできることから始め、創意工夫しながら子育てしやすいまちづくり、この地に育ってよかったと思うまちづくりをめざします。

図表 28 それぞれの役割と行動指針

① 子ども自身	次代を担う子ども自身が、権利主体として尊重されると同時に、自らが誇りを持ち、地域社会の担い手として、主体的に地域の一員としての行動を進めましょう。
② 家庭（保護者）	母親や父親、祖父母など、家族一人ひとりが「子育ては自分たちの役割」という認識のもとに、男女を問わず家族みんなが積極的に子育てに参画し、ともに支えあう関係を築きあげましょう。
③ 地域	地域みんなが子どもや子育て家庭を支える地域活動の推進や子どもの安全対策などに積極的にかかわり、子どもの成長を見守り、支えあう地域社会を築きましょう。

④ 保育園・幼稚園	保育園や幼稚園は、子育て家庭にとって身近な専門施設であり、子育ての専門性を地域に還元し、相談や情報の発信源として子育て家庭などへの支援を担いましょう。
⑤ 学 校	学校は、基礎・基本的な学力の習得と同時に、多様な体験の機会を提供し、家庭や地域と連携しながら、「生きる力」を育む場であり、男女が共同して子育てを行うことの意義や子育てのすばらしさを伝える場であることを踏まえ、子どもたちへの特色ある教育を推進しましょう。また、教育の専門性を家庭や地域に還元しましょう。
⑥ 事業所など	事業所などは、就労機会の提供だけでなく、地域の構成体としてさまざまな社会貢献が求められており、地域における子育てへの積極的な支援と、子育て家庭に配慮した制度整備を進め、子育てをしながら安心して働くことのできる職場の環境づくりを進めましょう。
⑦ 行 政	子育て支援に携わる関係部署との連携を密にし、市民にわかりやすい相談体制の提供や子育て・子育て支援のサービスの充実などに取り組むとともに、関係機関との連携のもとに子ども、家庭、地域、事業所などによる取り組みを総合的に支援していきます。

## 2 計画の進行管理と結果の公表

計画に基づく施策の実施状況については、「次世代育成支援対策地域協議会」を基盤に、次世代育成支援に関係する者、有識者を加えた組織を設置し、市民の目からみた計画内容の進捗状況の点検や評価を行い、計画の見直しや事業の推進に生かします。また、点検・評価の結果については、市民に周知するものとします。

---

### 3 国・県などとの連携及び企業などへの働きかけ

計画の推進にあたっては、国・県の政策動向や社会経済情勢の変化に伴う行政諸課題に迅速・適切に対応することが必要です。このため、今後とも、国・県・関係団体との連携と協調を図るとともに、計画の整合性を十分に考慮しながら施策を展開します。

また、仕事と子育ての両立の推進や男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現などを図るためには、事業所などの理解が不可欠であり、関係機関と連携し、事業所などへの広報・啓発事業や情報提供に取り組みます。

江田島市次世代育成支援行動計画

発 行 平成 17 年 3 月

発 行 者 広島県江田島市

問い合わせ先 江田島市福祉保健部社会福祉課

〒737-2295 広島県江田島市大柿町大原 505 番地

TEL ( 0823 ) 40-3177

印 刷 株式会社 ぎょうせい